

第1部
総則

第2部
防災に関する組織と活動内容

第3部
災害予防計画

第4部
災害応急対策計画

第5部
災害復旧計画

第6部
災害復興計画

第7部
応急対策に関する足立区全体シナリオ

第5部 災害復旧計画

第1章 河川施設、公共施設等の機能回復

第3部 第2章	災害予防計画 安全な災害に強い防災まちづくり	第4部 第2章	災害応急対策計画 河川施設、公共施設の危険防止活動	第5部 第1章	災害復旧計画 河川施設、公共施設等の機能回復
第1節	安全に暮らせるまちづくり(P.111)	第1節	河川施設、公共施設等の応急対策による二次災害防止(P.259)	第1節	公共の安全確保、施設の本来機能の回復(P.457)
第2節	建築物の耐震化等安全対策の促進(P.122)	第2節	危険物等の応急措置による危険防止(P.269)		
第3節	液状化、長周期地震動の対策の強化(P.129)				
第4節	出火、延焼等の防止(P.132)				
第5節	復興税の活用(P.140)				

第1節 公共の安全確保、施設の本来機能の回復

第1 河川施設等の復旧

1 対策内容と役割分担

地震・津波等により河川管理施設が被害を受けたときは、氾濫水による被害の拡大を防止するために、速やかに施設の復旧に努める。

(1) 河川及び内水排除施設

機 関 名	対 策 内 容
区（都市建設部）	(1)区内の河川管理施設・排水場施設に被害が生じた場合の復旧対策
区（関係部）	(1)水防活動と並行して管内の河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所の重点的な巡視と、被害箇所の都への報告とともに必要な措置の実施
都（建設局）	(1)破損等の被害を受けた場合の復旧対策 (2)江東地区の河川を始めとした23区内の河川管理施設の応急・復旧を図るとともに、区市町村の実施する応急措置を支援する
都（下水道局）	(1)管路、水再生センター、ポンプ所等の排水施設の復旧対策
関東地方整備局	(1)区及び都等の行う応急対策に対し、要請に応じて支援

2 詳細な取組内容

《区（都市建設部）》

- (1) 排水場施設等に生じた場合は、直ちに国等に報告し、応急対策を実施するとともに、必要に応じ移動排水ポンプ車の派遣を求める。
- (2) 区内河川管理施設の応急復旧対策については、大規模なものを除き、都の助言のもとにこれを実施する。

《都（建設局）》

- (1) 破損等の被害を受けた場合は特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努め、都及び区等の行う応急措置に関し、必要に応じて技術的助言を行う。

第1章 河川施設、公共施設等の機能回復

第1節 公共の安全確保、施設の本来機能の回復

- (2) 区の実施する応急措置に関し、技術的助言及び総合調整を行うほか、応急・復旧対策を総合的判断のもとに実施する。
- (3) 排水機場施設の被害を取りまとめるほか、総合的判断のもとに、移動排水ポンプ車の派遣を決定する。
- (4) 区内の河川管理施設の応急・復旧対策について区に技術的助言を行うほか、大規模なものについては直接実施する。

《都（下水道局）》

- (1) 水再生センター、ポンプ所等の排水施設に被害を受けた場合は、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、区（関係部）及び水防団体との相互の協力及び応援態勢の確立を図り、速やかに施設の復旧に努める。
- (2) 復旧活動に当たっては、災害時における水再生センター等の応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体と連携して対処する。

《関東地方整備局》

- (1) 破損等の被害を受けた場合は特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努める。
- (2) 都及び区等の行う応急対策に関し、要請があれば技術的助言を行う。
- (3) 緊急に復旧すべき施設は以下のとおり。
 - ア 堤防の破堤、護岸、天然河岸の決壊で住民の日常生活に重大な影響を与えているもの
 - イ 堤防護岸等の決壊で破堤のおそれがあるもの
 - ウ 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの
 - エ 河川の埋そくで流水の疎通又は船舶の航行を著しく阻害するもの
 - オ 護岸、床止、水門、樋門、樋管又は天然河岸の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの
 - カ 防災船着場本体、堤内地から防災船着場本体までのアクセス路、斜路

第2 社会公共施設等の復旧

1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
各施設管理者	(1)施設の被害状況を調査し、復旧を実施

2 詳細な取組内容

被災施設の復旧に当たり、原状復旧を基本にしつつも、再度の災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うことが望ましい。

(1) 学校施設

- ア 公立学校の施設が甚大な被害を受け、教育活動ができないと判断した場合に、区教育委員会は、学校長及び都教育委員会と協力し、応急教育計画等を作成する。児童・生徒の不安を解消するため、教育活動に中断がないように努める。

(2) 文化財施設

ア 被災した文化財等の廃棄、散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて、都教育委員会、区教育委員会及び文化財管理者等において修復等について協議を行う。

第2章 交通ネットワーク及びライフライン等の機能回復

第1節 緊急輸送路等の機能確保と被害拡大防止

第2章 交通ネットワーク及びライフライン等の機能回復

第3部 災害予防計画 第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保	第4部 災害応急対策計画 第3章 交通ネットワーク及びライフライン等の確保	第5部 災害復旧計画 第2章 交通ネットワーク及びライフライン等の機能回復
第1節 交通関係施設の安全確保 (P. 141)	第1節 交通ネットワークの機能確保 (P. 284)	第1節 緊急輸送路等の機能確保と被害拡大防止 (P. 460)
第2節 ライフラインの確保 (P. 153)	第2節 発災時のライフライン機能の確保 (P. 298)	第2節 ライフラインの早期復旧 (P. 461)
第3節 エネルギーの確保 (P. 160)	第3節 発災時のエネルギーの供給機能の確保 (P. 304)	

第1節 緊急輸送路等の機能確保と被害拡大防止

第1 道路・橋梁

1 対策内容と役割分担

道路の障害物除去及び搬出、応急復旧等を行う。

機 関 名	対 策 内 容
区（都市建設部）	(1)区道上の障害物除去及び応急復旧の実施 (2)必要に応じてドローンを活用し、撮影やリアルタイムの映像により状況を把握
都（建設局）	(1)道路の被災箇所で、被害がある箇所の復旧 (2)都道上の障害物除去作業及び障害物の搬出
関東地方整備局	(1)応急復旧工事を行い、緊急輸送路としての機能を確保
首都高速道路株式会社	(1)災害の再度発生防止等の観点から、可能な限り改良復旧を図る

2 詳細な取組内容

《都（建設局）》《関東地方整備局》

(1) 被害を受けた道路の応急復旧計画を速やかに策定し、応急復旧工事を行う。

《首都高速道路株式会社》

(1) 首都高速道路等の機能を速やかに回復するため、現地調査を実施し、被害状況及びその原因を精査し、復旧工法等を決定する。

(2) 災害復旧に当たっては、現状復旧を基本にしつつ、災害の再度発生防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うよう努める。

第2 鉄道施設

1 対策内容と役割分担

施設の被害状況に応じた復旧を行う。

機 関 名	対 策 内 容
都（交通局）	(1)緊急点検の実施
各鉄道事業者	(2)施設の被害状況に応じた復旧の実施

第2章 交通ネットワーク及びライフライン等の機能回復

第1節 緊急輸送路等の機能確保と被害拡大防止／第2節 ライフラインの早期復旧

2 詳細な取組内容

《都（交通局）》

- (1) 地震発生時には、震度に応じて、各施設の緊急点検を実施する。
- (2) 点検の結果、専門的な再点検を必要と判断した場合は、庁舎管理者が保守担当の部に確認を依頼する。保守担当の部は再点検の結果により、二次被害の発生を考慮し処置を行う。

《各鉄道事業者》

- (1) 鉄道施設は、震災後の都市機能の確保や各種の復旧対策に寄与するため、速やかに応急復旧を行って輸送の確保に努める。
- (2) 各鉄道事業者は、応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき、再び同様な被害を受けないよう、本復旧計画を立て実施する。

第3 河川施設等

第5部 第1章第1節 第1「河川施設等の復旧」P.457を参照

第2節 ライフラインの早期復旧

第1 水道

1 対策内容と役割分担

施設、管路、給水装置等の復旧を行う。

機 関 名	対 策 内 容
都（水道局）	(1) 取水・導水施設の復旧対策 (2) 浄水施設の復旧対策 (3) 送・配水管路、給水装置の復旧対策

2 詳細な取組内容

《都（水道局）》

- (1) 取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は、最優先で行う。
- (2) 浄水施設及び配水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。
- (3) 管路の復旧に当たっては、随時、配水系統等の変更等を行いながら、あらかじめ定めた順位をもとに、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。なお、資機材の調達、復旧態勢及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。
- (4) 公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。
- (5) 配水に支障を及ぼす給水装置の破損等については、申込みの有無にかかわらず応急措置を実施する。

第2章 交通ネットワーク及びライフライン等の機能回復

第2節 ライフラインの早期復旧

第2 下水道

1 対策内容と役割分担

管路、水再生センター・ポンプ所、工事現場等の復旧を行う。

機 関 名	対 策 内 容
都（下水道局）	(1) 管路の復旧対策の実施 (2) 水再生センター・ポンプ所の復旧対策

2 詳細な取組内容

《都（下水道局）》

- (1) 被害が発生したときは主要施設から復旧を図る。復旧順序については、水再生センター、ポンプ所、幹線管きよ等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管きよ、ます・取付管の復旧を行う。
- (2) 管きよ等
 - ア 緊急調査で判明した被害について、より詳細に被害状況を把握・整理し、汚水の流下機能を確保するための復旧を行う。
- (3) 水再生センター・ポンプ所
 - ア 流下機能の確保と揚水、簡易処理、消毒および放流の機能の回復を図り、さらに環境負荷の低減、公共用水域の水質の向上に努める。
 - イ 停電のためポンプの機能が停止した場合、ディーゼル発電機やガスタービン発電機等の非常用発電機及びエンジン直結ポンプによってポンプ運転を行い、揚水不能の事態が起こらないよう対処する。また、最低限の機能確保のための復旧を行う。
 - ウ 停電が続く場合には、非常用発電設備の燃料油について、都と東京都石油業協同組合及び東京都石油商業組合との優先供給協定により、確保に努める。
- (4) 被害状況に応じ、他の大都市等へ復旧支援を要請し、その受入れに対応する。

第3 電気・ガス・通信等

1 対策内容と役割分担

復旧効果の大きさ、二次災害防止等の観点から復旧を行う。

機 関 名	対 策 内 容
東京電力パワーグリッド株式会社	(1) 電力供給上復旧効果の大きいものから実施
東京ガス株式会社 ガス事業者	(1) 二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施

2 詳細な取組内容

《東京電力パワーグリッド株式会社》

- (1) 災害に伴う応急・復旧対策については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施する。
- (2) 各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、復旧要員の確保、復旧資機材の確保等、あらかじめ定めた手

順により実施する。

(3) 主な手順は以下のとおり。

- ア 供給区域内において震度6弱以上の地震が発生し自動的に非常態勢に入る場合は、呼集を待つことなく、あらかじめ定められた基準に基づき所属事業所に出動する。
- イ 電力施設等の被害状況及び復旧状況や停電による主な影響状況等を迅速、的確に把握する。
- ウ 復旧資材の確保のため、予備品、貯蔵品の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、可及的速やかに確保する。
- エ 発電設備については、共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。
- オ 送電設備については、ヘリコプター、車両等の機動力の活用により仮復旧の標準工法に基づき、迅速に行う。
- カ 変電設備については、機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。
- キ 配電設備については、配電線路応急工法による迅速、確実な復旧を行う。
- ク 通信設備については、可搬型電源、車載型衛星通信地球局、移動無線機等の活用により通信を確保する。

(4) 停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報する。また、電気火災を防止するため、屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること等についても広報する。

《東京ガス株式会社》

- (1) ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、被災した地域施設又は設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。
- (2) 具体的な手順は以下のとおり。
 - ア 非常体制が発令された場合は、対策要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに出動する。
 - イ 予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、速やかに確保する。
 - ウ 復旧する地域の被害状況を調べ、被害の程度に応じた復旧方法を選び、材料や要員・車両を手配する。
 - エ ガスメーターの近くのガス栓を閉めるために、地面に埋められているガス管と宅内のガス管を分離する。
 - オ 都市ガスの復旧は2,000～3,000軒程度の地域ごとに行うため、バルブを閉めたりガス管を切断して地域を分割する。
 - カ 検査用のガスを封じてガス管の健全性をチェックし、被害箇所を修理する。被害が多い地域では仮配管等を行う。
 - キ 宅内配管を確認して、被害箇所を修理する。被害が大きい場合は仮配管を行う。
 - ク ガス管の中に入っている空気を抜いて、ガスが出ることを確認する。ガスが安全

第2章 交通ネットワーク及びライフライン等の機能回復

第2節 ライフラインの早期復旧

に使用できる状態を確認して利用再開する。

(3) さらに、必要に応じて次の対応を行う。

ア 社会的優先度の高い病院や老人福祉施設、避難所等には、「移動式ガス発生設備」を用いて、スポット的にガスを臨時供給する。

イ 地震災害等の大きな被害があった場合、全国のガス会社は相互に応援し合って、一日も早い供給再開に向けて対応する。

ウ 地震が発生したときには安全な換気方法、ガスメーターの復帰方法、都市ガスの供給停止地域、都市ガスの復旧予定等の情報をいち早く広報する。

《ガス事業者》

(1) ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、被災した地域施設又は設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。

(2) LPガスの使用の再開にあたっては、安全の確認を十分に行う必要がある。このため、都は、一般社団法人東京都LPガス協会足立支部の点検体制の確立について支援を行う。

第3章 津波等対策

第3部 災害予防計画 第4章 津波等対策	第4部 災害応急対策計画 第4章 津波等対策	第5部 災害復旧計画 第3章 津波等対策
第1節 河川施設等の整備 (P. 162)	第1節 津波警報・注意報等の即時伝達 (P. 305)	第1節 河川管理施設の応急復旧、緊急工事等 (P. 465)
第2節 水防活動 (P. 162)	第2節 津波等に対する迅速・的確な避難誘導 (P. 307)	
第3節 資器材の整備 (P. 163)	第3節 河川施設等の応急対策 (P. 309)	
第4節 津波警報・注意報等の伝達体制の充実・強化 (P. 163)		
第5節 津波予測等に対する避難誘導 (P. 164)		
第6節 津波防災意識の啓発、教育及び訓練の充実 (P. 165)		

第1節 河川管理施設の応急復旧、緊急工事等

第5部 第1章第1 「河川施設等の復旧」 P. 457 を参照

第4章 医療救護・保健衛生等対策
第1節 保健衛生体制の確立

第4章 医療救護・保健衛生等対策

第3部 災害予防計画 第7章 医療救護・保健衛生等対策	第4部 災害応急対策計画 第7章 医療救護・保健衛生等対策	第5部 災害復旧計画 第4章 医療救護・保健衛生等対策
第1節 初動医療体制の整備 (P. 186)	第1節 初動医療活動 (P. 349)	第1節 保健衛生体制の確立 (P. 466)
第2節 医薬品・医療資器材の確保 (P. 189)	第2節 医薬品・医療資器材の供給 (P. 361)	第2節 火葬体制の確保 (P. 469)
第3節 医療施設の基盤整備 (P. 191)	第3節 医療施設の確保 (P. 365)	
第4節 遺体の取扱い (P. 192)	第4節 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等 (P. 366)	

第1節 保健衛生体制の確立

第1 対策内容と役割分担

被災地や避難所における防疫対策を迅速かつ的確に行うことにより、感染症の発生及び蔓延を防止する。

機 関 名	活 動 内 容
区 (衛生部)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害の種類、程度に即応した防疫活動として、飲料水の消毒や避難所及び患者発生時等の消毒、ねずみ族、昆虫等 (※) の発生防除等を行う。 (2) 「食品環境衛生指導・消毒班 (以下「衛生・消毒班」という)」を編成し、保健衛生活動のほか生活環境の衛生確保や食品の安全確保を図る。 (3) 被災戸数及び防疫活動の実施について、都 (福祉保健局) に対し、迅速に連絡 (4) 防疫活動の実施にあたって、対応能力が十分でないとする場合は、都 (福祉保健局) 又は足立区医師会に協力を要請 (5) 都が活動支援や指導、区調整を行う場合、協力する。 (6) 被災地や避難所における感染症発生状況の把握 (7) 感染症の流行状況等を踏まえた予防接種の実施 (8) 避難所等における感染症の集団発生時の疫学調査及び蔓延防止対策の実施 (9) 一類・二類感染症等入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保 (10) 保健活動班を編成し、被災住民に対する健康調査及び健康相談を行う。 (11) 飼い主が不明の飼養動物や負傷動物の一時保護 (12) 避難所における適正飼養の指導・助言 (13) 被災動物の保護に関する都、関係団体等への協力
都 (福祉保健局)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 区の防疫活動を支援・指導 (2) 東京都医師会、東京都薬剤師会等に区の防疫活動に対する協力を要請

機 関 名	活 動 内 容
	(3)他縣市を含め被災地以外の自治体に対して防疫活動への応援要請と連絡調整を実施 (4)被災地や避難所における感染症発生状況の把握及び情報提供 (5)感染症の流行状況等を踏まえて区が実施する予防接種に関する指導・調整 (6)一類・二類感染症等入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保について保健所と調整 (7)区が実施する初期防疫活動において防疫用資器材が不足したときは、都（福祉保健局）において調達 (8)区の衛生管理対策を支援・指導 (9)「環境衛生指導班」による生活環境の衛生確保 (10)「食品衛生指導班」による食品の安全確保 (11)区における保健活動班の活動を支援 (12)動物救援本部との協働による動物救護活動、関係機関との連絡調整 (13)負傷又は放し飼い状態の被災動物の保護
東京都医師会	(1)都福祉保健局長（都及び区市が設置する保健所）からの要請に応じて防疫活動に協力 (2)都（福祉保健局（都保健所を含む））又は区と協議のうえ、防疫活動を実施

※ ねずみ族、昆虫等：感染症を媒介する、ねずみ、蚊、ハエ、ゴキブリ等のこと。

第2 業務手順

《区（衛生部）》

- 1 所属職員や他自治体の応援職員等の中から、「保健活動班」、「衛生・消毒班」を編成して、保健衛生・防疫活動を実施する。

【班別役割分担】

班 名	役 割
保健活動班	(1)感染症予防のための啓発及び保健指導 (2)健康調査及び健康相談 (3)避難所等の感染症発生状況の把握
衛生・消毒班	(1)炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保 (2)食品集積所の衛生確保 (3)避難所の食品衛生指導 (4)その他食品に起因する危害発生の防止 (5)食中毒発生時の対応 (6)避難所における食品取扱管理者の設置促進等食品衛生管理体制の確立 (7)食品の衛生確保、日付管理等の徹底 (8)手洗いの励行 (9)調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底 (10)残飯、廃棄物等の適正処理の徹底 (11)情報提供

第4章 医療救護・保健衛生等対策

第1節 保健衛生体制の確立

班名	役割
	(12) 殺菌、消毒剤の調整 (13) 飲料水の塩素による消毒の確認 (14) 区民への消毒薬・簡易残留塩素検出紙の配布 (15) 区民への消毒の実施方法及び残留塩素の確認方法の指導 (16) 避難所の過密状況や衛生状態を調査・確認 (17) 避難所における室内環境の保持や寝具類の衛生確保のための助言・指導 (18) 避難所におけるハエや蚊の防除方法についての助言・指導 (19) 患者発生時の消毒(指導) (20) 避難所の消毒の実施及び指導 (21) 避難所におけるトイレ・ごみ保管場所の適正管理

第3 詳細な取組内容

1 各班の役割

(1) 保健活動班

- ア 被災住民の健康調査を行い、感染症患者の早期発見に努め、被災地や避難所の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて感染症予防のための対策を行う。
- イ 健康調査及び健康相談の実施と平行して、衛生・消毒班等の協力を得て、啓発及び保健指導、衛生指導を行う。
- ウ 感染症の急速な蔓延を防止するため、感染症患者及び感染の恐れのある者を早期に発見・処置することを主眼として業務を行う。

(2) 衛生・消毒班

- 食品衛生監視員2名、環境衛生監視員1名を1班とし、最大編成7班とする。
- ア 保健所長の指揮のもとに、食品の安全を確保するとともに、避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。
- イ 飲用しようとする水が塩素剤等で消毒されているか、確認を行う。それ以後は、住民が自主的に消毒を行えるように住民に消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を指導する。

(3) 保健活動班と緊密に連携をとりながら、患者発生時の消毒(指導)・避難所の消毒を実施及び指導を行う。

2 感染症対策

- (1) 一類・二類感染症等入院対応が必要な感染症が発生した場合や勧告入院中の患者に転院の必要が生じた場合等には、都(福祉保健局)と都保健所、特別区保健所及び政令市保健所(以下「都区市保健所」という)が連携して、受入先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保を行う。
- (2) 都(福祉保健局)及び都区保健所は、被災地や避難所における感染症の発生状況を把握し、評価・分析した情報を提供するとともに、必要に応じて感染拡大防止に向けた注意喚起を実施する。
- (3) 区は、インフルエンザや麻しん等の流行状況等を踏まえ、予防接種を実施する。
- (4) 都(福祉保健局)は、インフルエンザや麻しん等の流行状況等を踏まえ、区に対し

第4章 医療救護・保健衛生等対策

第1節 保健衛生体制の確立／第2節 火葬体制の確保

て、予防接種の実施に関する指導・調整を行う。

- (5) 保健所は、避難所等において感染症の集団発生が確認された際には、疫病調査及び感染拡大防止対策を迅速かつ的確に実施する。

3 被災動物の保護

《区（衛生部）》

- (1) 飼い主が不明の飼養動物や負傷動物の一時保護を継続する。
- (2) 避難所における飼養動物の適正飼養の指導・助言を継続する。
- (3) 避難所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供を行う。
- (4) 被災動物の保護に関し、都、関係団体等へ協力する。

《都（福祉保健局）》

- (1) 関係団体等と協働して設置した「動物救援本部」が中心となり、被災動物の保護活動を継続する。

第2節 火葬体制の確保

第1 対策内容と役割分担

遺体の火葬は、必要に応じて、区において、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を発行するほか、都は、計画に基づき、広域火葬体制を速やかに整備する。

1 火葬手続き及び火葬特例の適用・許可証発行について

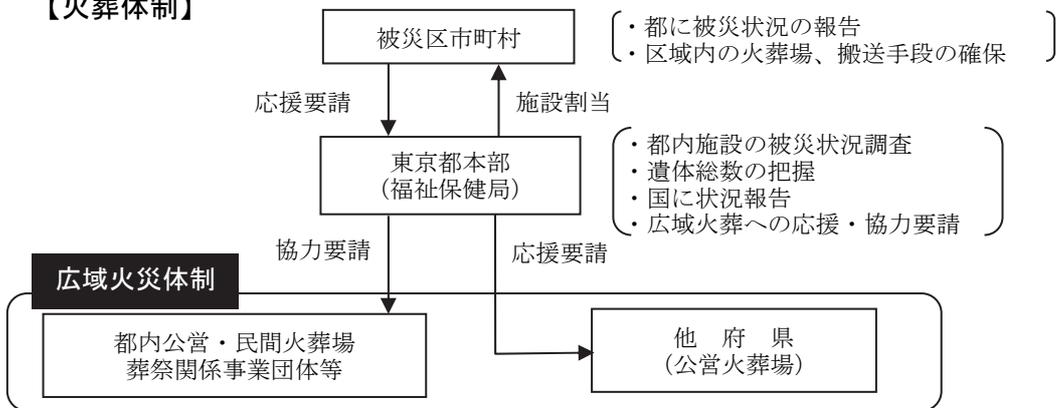
機 関 名	対 策 内 容
区（区民部、地域のちから推進部、福祉部）	(1) 検視・検案を終えた遺体の火葬許可証を発行 (2) 必要に応じて、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」発行 (3) 火葬場の被災状況を把握するとともに、棺や火葬場を確保 (4) 状況に応じて、都に広域火葬の応援・協力を要請 (5) 都内で広域火葬が実施される場合、都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施と住民への広域火葬体制の広報 (6) 都の調整のもと、割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項、手順等を確認 (7) 遺体の搬送に必要な車両を確保 (8) 遺体収容所から受入れ火葬場まで遺体搬送のための措置 (9) 必要に応じて遺体輸送手段の確保を都へ要請 (10) 身元不明の遺体を火葬する。遺骨は、遺留品とともに、遺骨遺留品保管所へ保管 (11) 身元不明遺体の遺骨の引取人を調査 (12) 遺骨引取人が判明しない場合の対応

第4章 医療救護・保健衛生等対策
 第2節 火葬体制の確保

機 関 名	対 策 内 容
都（福祉保健局）	(1) 広域火葬が必要と判断した場合には、「東京都広域火葬実施計画」に基づき、都本部に広域火葬の対策に専従する班を編成し、広域火葬体制を整備 (2) 区からの応援・協力要請に基づき、必要性を検証した上で、広域火葬の実施を決定。速やかに区及び関係団体に周知するとともに、近隣県に今後の応援・協力の必要性を含めて通知 (3) 対応可能な都内の火葬場に対し、応援を要請し、広域火葬の受け入れについての報告を求める。また、都内で対応が困難な場合には近隣県に対し、応援・協力を要請 (4) 各火葬場の受入可能数に応じ、各区に割り振るとともに、当該火葬場及び当該県に対し協力を依頼 (5) 火葬場経営者からの応援要請に基づき、他の区及び近隣県等に火葬要員の派遣を要請 (6) 遺体の搬送について区から要請を受けた場合は、輸送車両等の確保について、関係機関等へ協力要請
都（建設局）	(1) 管理する火葬場（瑞江葬儀所）や都納骨堂での受け入れを実施 (2) 火葬体制の整備にあたり、施設を管理している立場から、関係機関に対して助言、協力

第2 業務手順

【火葬体制】



第3 詳細な取組内容

- 区は、遺体の火葬場への搬送に向けて、都内及び近隣市等の公営・民間の火葬場や葬祭関係事業団体等と連携して棺や車両、火葬場を確保し、通行可能な道路にて速やかに搬送する。
- 交通規制が行われている場合には、緊急通行車両の標章の交付を受ける。遺体収容所から受け入れ火葬場まで遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対して、遺体搬送手段の確保を要請する。
- 遺体の火葬の実施は以下のとおり。
 - 区（区民部）は、検視・検案を終えた遺体の火葬許可証を発行する。
 - 通常の手続が困難な場合には、緊急時の対応として、迅速かつ的確な処理を期すため、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を必要に応じて発行する。

- (3) 原則として、遺体の火葬は遺族が行う。
- (4) ただし、遺族が遺体を搬送する手段を有しない場合、区（地域のちから推進部）が最寄りの火葬場（資料編震災編 第41「遺体処理関係様式」P.116）に連絡のうえ、搬送する。
- 4 区内には火葬場がないため、近隣区市等の火葬場の使用が困難な場合は、東京都に広域火葬の応援・協力を要請する。
- 5 埋火葬許可証発行窓口や広報媒体等を通じて、区民に対し、都内全域が広域火葬体制にあることを周知し、理解と協力を求める。
- 6 都の調整により割り振られた火葬場に、火葬の実施方法、火葬数、遺体搬送時刻、火葬所要時間、その他円滑な火葬に必要な事項を確認する。
- 7 身元不明の遺体の取扱い
- (1) 区（地域のちから推進部）は、身元不明の遺体について関係所管との交渉、調整を行う。
- (2) 警察署は、福祉部と協力して、身元不明遺体の遺骨の引取人を調査する。
- (3) 福祉部は、1年以内に遺骨引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとして、都営納骨堂その他別に定める場所に保管する。

第5章 帰宅困難者等対策
第1節 徒歩帰宅者に対する代替輸送

第5章 帰宅困難者等対策

第3部 災害予防計画 第8章 帰宅困難者等対策	第4部 災害応急対策計画 第8章 帰宅困難者等対策	第5部 災害復旧計画 第5章 帰宅困難者等対策
第1節 帰宅困難者対策条例に基づく対策強化(P.193)	第1節 駅周辺での混乱防止(P.372)	第1節 徒歩帰宅者に対する代替輸送(P.472)
第2節 帰宅困難者への情報通信体制整備(P.200)	第2節 事業所等における帰宅困難者対策(P.378)	第2節 徒歩帰宅者に対する支援(P.474)
第3節 一時滞在施設の確保(P.200)		
第4節 徒歩帰宅支援のための体制整備(P.205)		

第1節 徒歩帰宅者に対する代替輸送

第1 対策内容と役割分担

職場や一時滞在施設等に留まった帰宅困難者は、地震発生以降の混乱が落ち着いた後、特に、救出・救助活動が落ち着くと考えられる発災後おおむね4日目以降、順次帰宅することを想定している。しかし、首都直下地震が発生した場合には、長期間にわたり、鉄道等の公共交通機関が不通になることが想定され、代替輸送機関による搬送が必要となる。

ここでは、帰宅困難者が帰宅するにあたり必要な情報提供や代替輸送手段の確保について定める。

1 鉄道運行情報等の提供

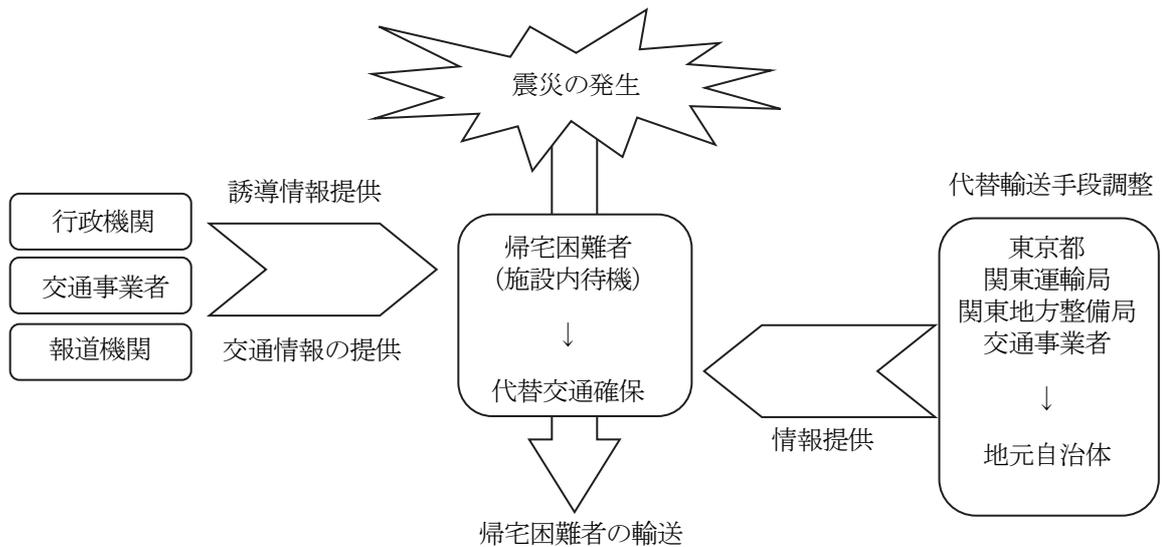
機 関 名	対 策 内 容
区(関係部、政策経営部、危機管理部、産業経済部)	(1)都や交通事業者等からの情報により、徒歩帰宅者を誘導等支援
都	(1)都内の交通事業者からの情報を集約し、都のHPにおける帰宅困難者対策ポータルサイト等を活用して、区市町村、都民等に提供
関東運輸局	(1)所管区域の総合的な交通情報の集約・提供を行う。
各鉄道事業者	(1)折り返し運転の実施状況、乗り継ぎが可能な路線等に係わる情報を都・区や報道機関に提供 (2)「駅間停車列車の扱い」や「線路等の点検方法」等について再検討し、必要に応じて鉄道防災計画地震災害編を改訂 (3)発災後の早期運転再開に努める。
バス事業者	(1)運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係わる情報を都・区や報道機関に提供
報道機関	(1)行政機関や交通機関等からの情報について、区民・事業者に提供

2 代替輸送手段の確保

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部、政策経営部、危機管理部、産業経済部）	(1) 徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送等に誘導 (2) 関係機関との協定締結により、災害時における人員の輸送や自力での徒歩移動が困難な特別搬送者の搬送手段を確保
国・都（総務局）・都（建設局）・都（交通局）等	(1) 国の緊急災害対策本部（緊急災害現地対策本部）で、内閣府作成の「帰宅困難者等搬送マニュアル（仮称）」に基づき、搬送オペレーションに係わる総合調整を実施 (2) バス・船舶による代替輸送手段を確保
関東地方整備局	(1) 船舶運行情報（利用可能な岸壁、海上経路、船舶情報等）の収集・提供を行う。
関東運輸局	(1) 代替交通の許可等を速やかに行う。
バス事業者	(1) 運行状況等の情報を行政機関及び報道機関に提供、バス等による代替輸送手段を確保
船舶事業者	(1) 船舶等による代替輸送手段を確保

第2 業務手順

【代替輸送手段確保の流れ】



第3 詳細な取組内容

1 鉄道運行情報等の提供

- (1) 区は、都や交通事業者等からの情報により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送等に誘導して、帰宅を支援する。
- (2) 関東運輸局は、所管区域の総合的な交通情報の集約・提供を行うとともに、代替交通手段の確保のため、代替交通の許可等を速やかに行う。
- (3) 鉄道事業者は、折り返し運転の実施状況、乗り継ぎが可能な路線等に係わる情報を都や報道機関に提供する。国土交通省の「大規模地震発生時における首都圏鉄道の運転再開のあり方に関する協議会」の結果を踏まえ、「駅間停車列車の扱い」や「線路等の点検方法」等について検討し、見直しが必要な事項については、鉄道防災計画地震災害編を改訂する。

第5章 帰宅困難者等対策

第1節 徒歩帰宅者に対する代替輸送／第2節 徒歩帰宅者に対する支援

(4) 報道機関は、行政機関や交通機関等からの情報について、区民・事業者に提供する。

2 代替輸送手段の確保

(1) バスの運行にあたっては、鉄道折り返し駅までの短距離区間のピストン輸送等、効率的な形態により実施する。

(2) 調達できるバス・船舶には限りがあるため、代替輸送の利用者については、原則、要配慮者を優先する。

(3) 区は、都や交通事業者等からの情報により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送等に誘導して、帰宅を支援する。

(4) バス事業者は、運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係わる情報を都及び区や報道機関に提供するとともに、行政機関と連携して、バス等による代替輸送手段を確保する。

(5) 船舶事業者は、行政機関と連携して、船舶等による代替輸送手段を確保する。

(6) バス各会社等との締結により、災害時における人員の搬送手段を確保する。

(7) タクシー各社等との締結により、障がい者・高齢者・妊婦等の自力での徒歩移動が困難な特別搬送者の搬送手段を確保する。

第2節 徒歩帰宅者に対する支援

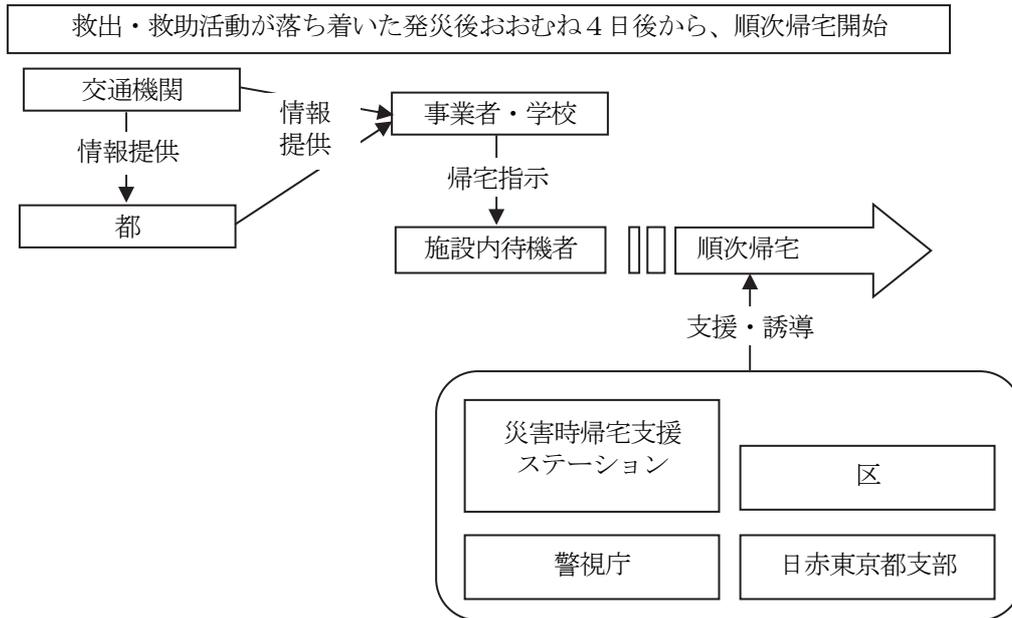
第1 対策内容と役割分担

帰宅困難者が帰宅するにあたっては、交通機関の輸送力については限りがあることから、自宅まで帰宅可能な距離にある帰宅困難者は、原則として徒歩で帰宅するよう促さなければならぬ。このため、帰宅困難者等の秩序だった徒歩帰宅を促すため、徒歩帰宅支援を充実させる。

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	(1) 事業者と連携し、帰宅困難者の円滑な徒歩帰宅を支援
都	(1) 交通情報や災害時帰宅支援ステーション等の情報を提供 (2) 災害時帰宅支援ステーションに指定された都有施設において支援を実施
警視庁	(1) 交通規制資器材を活用した誘導路の確保等を行う。 (2) 避難誘導を行う警察官は、被害状況等徒歩帰宅に必要と認める情報の提供を行う。
日本赤十字社	(1) 赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）を設置し、炊出食、飲料水の配布、応急手当、交通情報、地理情報、通過者情報等の提供を行う。
日本郵便株式会社	(1) 郵便局（5局）に設置した災害時帰宅経路案内板により、道路被災状況等の掲出を行う。 (2) 集配郵便局において、情報提供、休憩所として水道水、トイレ等の提供を行う。
事業者 学校	(1) 帰宅経路沿いの被害状況等の情報や、行政及び関係機関から提供される情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認し、従業員や生徒等の帰宅を開始する。 (2) 災害時帰宅支援ステーションに指定されている施設は、徒歩帰宅者を支援

第2 業務手順

【徒歩帰宅者支援の流れ】



第3 詳細な取組内容

- 1 区は、徒歩帰宅訓練の実施等を踏まえて、事業者等と連携し、徒歩帰宅者への情報提供、帰宅支援マップの配布、誘導等円滑な徒歩帰宅支援を行う。
- 2 警視庁は、交通規制資器材を活用した誘導路の確保等を行うとともに、被害状況等徒歩帰宅に必要と認める情報の提供を行う。
- 3 日本郵便株式会社は、郵便局(5局)に設置した災害時帰宅経路案内板により、道路被災状況等の掲出を行う。また、集配郵便局において、情報提供、休憩所として水道水、トイレ等の提供を行う。
- 4 事業者・学校等は、帰宅経路沿いの被害状況等の情報や、行政及び関係機関（テナントビルの場合は、施設管理者を含む）から提供される災害関連情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認し、企業内で定めた帰宅の優先順位等あらかじめ定めた手順により従業員等の帰宅を開始する。その際、職場近隣在住者については自宅までの帰路の安全が確認された人等から順に段階的に帰宅させることも検討する。
- 5 事業者等において、災害時帰宅支援ステーションに指定されている施設は、徒歩帰宅者を支援する。

【災害時帰宅支援ステーション】

指定されている施設は、学校等の公共施設や、沿道に多数の店舗があるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の民間施設である。店舗には、協定先の地方公共団体から提供を受けるステッカー等を利用者から見やすい入口等に掲出している。

災害時帰宅支援ステーションが徒歩帰宅者に対して行う主な支援内容は、水道水及びトイレの提供、地図等による道路情報及びラジオ等で知り得た通行可能な道路等の情報提供等である。

※ 店舗の被害状況により、実施できない場合もある。

第6章 避難者対策
第1節 要配慮者生活支援

第6章 避難者対策

第3部 災害予防計画 第9章 避難者対策	第4部 災害応急対策計画 第9章 避難者対策	第5部 災害復旧計画 第6章 避難者対策
第1節 避難体制の整備(P.207)	第1節 避難誘導の実施(P.381)	第1節 要配慮者生活支援(P.476)
第2節 指定避難所・指定緊急避難場所等の指定・安全化(P.209)	第2節 要配慮者対策(P.386)	
第3節 避難所の管理運営体制の整備等(P.214)	第3節 避難所の開設・運営(P.388)	
第4節 要配慮者対策(P.219)	第4節 動物救護に関する事項(P.398)	
第5節 避難所外の避難者対策(P.222)	第5節 避難所外の避難者対策(P.401)	
	第6節 ボランティアの受入れに関する事項(P.402)	
	第7節 被災者の他地区への移送に関する事項(P.402)	

第1節 要配慮者生活支援

第1 情報提供・相談サービス

区（政策経営部）は、被災者支援のための各種相談の仕分け及び案内を行い、要配慮者に関する情報の収集及び情報提供を行う。

- 1 情報弱者（視覚障がい、聴覚障がい、外国人）からの相談に対応するため、手話通訳、翻訳・通訳サービスを行うほか、NTT東日本ー東京等の協力を求め、ファクシミリの設置や電子メール等による照会に対応する。
- 2 区（福祉部）は高齢者、障がい者等の生活相談を、区（衛生部）は要配慮者の健康相談等を、区（地域のちから推進部）は女性相談を行う。
- 3 災害対策本部は、あらゆる手段を講じて、要配慮者の生活状況等の把握を行う。

第2 保健救護班

区（衛生部）は、状況に応じて保健活動班、衛生・消毒班と合同で、被災地の要配慮者の状況を把握し、必要な支援を行う。

第3 避難所の運営

- 1 避難所運営本部は、要配慮者に配慮した避難所の運営にあたるものとし、区は、これに必要な緊急物資を優先的に提供するよう努める。
- 2 災害対策本部は、避難所で生活する要配慮者のうち、特に介護等を要する被災者を、第二次避難所（福祉避難所）として指定した社会福祉施設等に避難させ、十分な介護に努める。
- 3 各避難所では、要配慮者全員に対する平等・公平性だけを重視するのではなく、介助者の有無や障がいの種類・程度等に応じて優先順位をつけて対応する。

第4 水・食料・生活必需品の供給

- 1 要配慮者の存する福祉施設、病院等において飲料水等に不足が生じた場合、災害対策本部長は、都災害対策本部に緊急要請し、必要な水を手配する。
- 2 災害対策本部は、要配慮者が日常生活を営むうえで緊急に必要とする物資を優先的に給与するものとする。

第5 応急住宅

1 仮設住宅対策

- (1) 区（都市建設部）は、入居者の選定にあたり要配慮者を優先するが、要配慮者の入居する応急住宅に関し、都との協議により、次の配慮を行う。
 - ア 応急仮設住宅団地に集会施設（ふれあいセンター）を設ける。
 - イ 高齢者世帯住宅等は、バリアフリーを基本に建築し、車椅子利用者世帯住宅には洋室を設ける。
 - ウ 応急仮設住宅団地の入居構成は、要配慮者と一般世帯との適正な混住を確保する。

2 住宅のあっ旋

- (1) 区（都市建設部）は、都や周辺自治体の協力を得ながら、要配慮者の健康状態、医療介護等の状況を考慮し、住宅のあっ旋を行う。

第7章 流通機能及び生活基盤の確保

第1節 多様なニーズへの対応／第2節 炊き出し

第7章 流通機能及び生活基盤の確保

第3部 災害予防計画 第10章 物流・備蓄・輸送対策	第4部 災害応急対策計画 第10章 備蓄・物資等の供給及び輸送	第5部 災害復旧計画 第7章 流通機能及び生活基盤の確保
第1節 食料及び生活必需品等の確保(P. 223)	第1節 備蓄物資の供給(P. 405)	第1節 多様なニーズへの対応(P. 478)
第2節 飲料水及び生活用水の確保(P. 225)	第2節 飲料水の供給(P. 408)	第2節 炊き出し(P. 478)
第3節 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備(P. 227)	第3節 物資の調達要請(P. 411)	第3節 水の安全確保(P. 479)
第4節 輸送体制の整備(P. 229)	第4節 備蓄物資の輸送、支援物資の受入れ・仕分け・配分(P. 412)	第4節 生活用水の確保(P. 480)
第5節 輸送車両等の確保(P. 229)	第5節 義援物資の取扱い(P. 415)	第5節 市場の流通確保と消費者への情報提供(P. 480)
第6節 燃料の確保(P. 230)	第6節 輸送車両の調達(P. 415)	

第1節 多様なニーズへの対応

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられる。また、要配慮者、女性、子ども等避難者の特性によって必要となる物資は異なる。

区は変化していく避難者ニーズの把握及びニーズに対応した物資の確保及び配布に努めるとともに、生理用品、女性用下着の配布は女性が行う等、物資の配布方法についても配慮する。

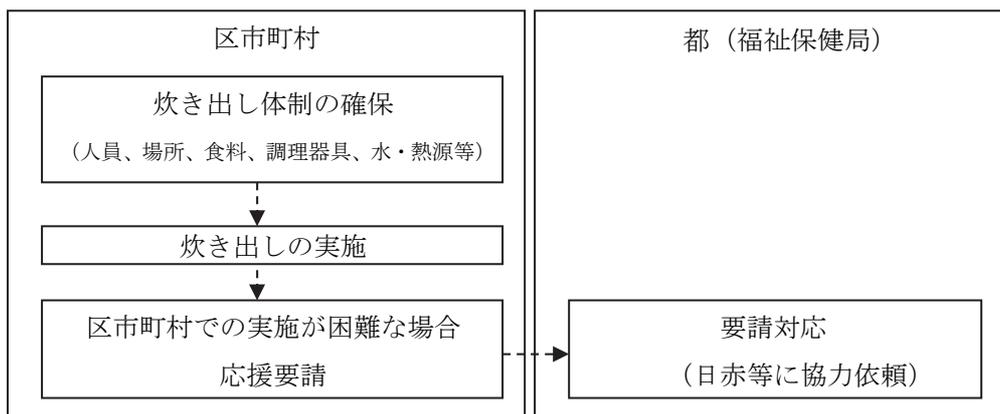
第2節 炊き出し

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	(1)震災後およそ4日目以降、原則として米飯の炊き出しにより給食する。 (2)食品等の提供が困難な場合は都（福祉保健局）に応援を要請
都（福祉保健局）	(1)区からの炊き出しの要請に対応する。

第2 業務手順

【炊き出しの流れ】



第3 詳細な取組内容

《区（関係部）》

- 1 震災後およそ4日目以降、原則として米飯の炊き出しにより給食する。
- 2 被災者に対する炊き出しその他による食品等の給与の実施が困難な場合は、炊き出し等について、都（福祉保健局）に応援を要請する。

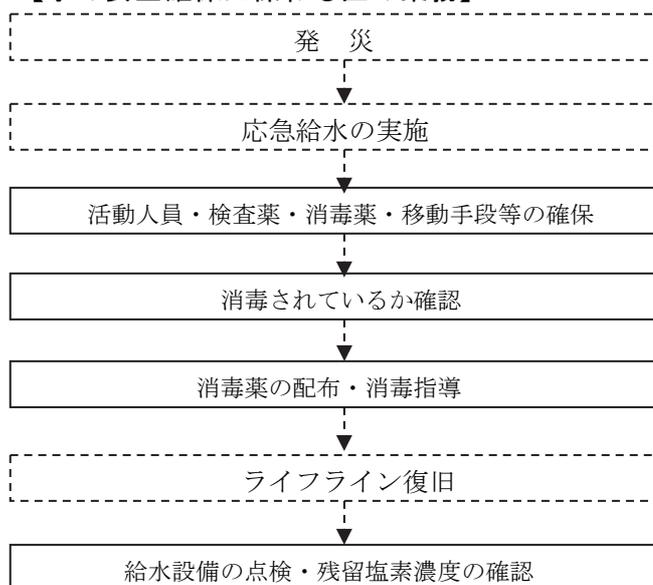
第3節 水の安全確保

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（衛生部）	(1)状況に応じて、衛生・消毒班等を編成し、飲料水が消毒されているか確認を行う。 (2)住民への消毒薬の配布及び消毒の確認及び飲料水の消毒指導を行う。
都（福祉保健局）	(1)区からの要請に応じて、消毒薬の配布を行う。

第2 業務手順

【水の安全確保に係わる区の業務】



第3 詳細な取組内容

《区（衛生部）》

- 1 衛生・消毒班等を編成し、飲料水の消毒及び消毒効果の確認を行う。
- 2 消毒薬等の配布を都（福祉保健局）に要請する。ただし、発災時の混乱や道路事情などを想定し、当面の必要量をあらかじめ身近に確保する。
- 3 避難所での飲料水の安全を確保するため、必要に応じて飲用に供する水の消毒を行う。
その後は、消毒の確認を行うとともに、区民が自主的に消毒を行えるように消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を区民に指導する。
- 4 ライフライン復旧後、区民が自己の保有する給水設備の点検及び残留塩素濃度を確認するため消毒薬等を配布し、飲用の可否基準等について適正に周知する。

第7章 流通機能及び生活基盤の確保

第4節 生活用水の確保／第5節 市場の流通確保と消費者への情報提供

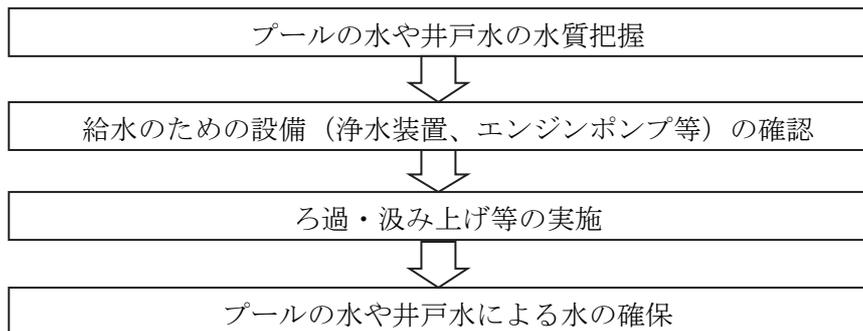
第4節 生活用水の確保

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	（1）避難場所・避難所における生活用水の確保
区民・事業者	（1）事業所・家庭等における生活用水の確保

第2 業務手順

【生活用水確保の流れ】



第3 詳細な取組内容

《区（関係部）》

- 1 避難場所における対応
 - （1）雨水貯留槽、防災用井戸等によって生活用水を確保する。
- 2 避難所における対応
 - （1）被災後、断水した場合には、学校のプール、防災用井戸等で確保した水を使用する。

《区民・事業者》

- 1 事業所・家庭等における対応
 - （1）上水機能に支障が発生している場合には、汲み置き、防災用井戸、河川水等によって水を確保する。

第5節 市場の流通確保と消費者への情報提供

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	（1）都と連携して、消費者に対し正確な情報提供を図る。
都（中央卸売市場）	（1）生鮮食料品価格の安定を図る。 （2）広域輸送基地と本来の市場取引業務との適切な調整を図る。
都（生活文化局）	（1）物資流通に係わる情報を提供

第2 詳細な取組内容

《区（関係部）》

- 1 物資や流通に対する混乱を防止するため、関係機関からの情報収集や、都関係局等との連携により、物資の流通等に関する正確な情報を把握し、区民に対し提供する。

第8章 放射線物質対策

第3部 災害予防計画 第11章 原子力施設災害対策	第4部 災害応急対策計画 第11章 原子力施設災害対策	第5部 災害復旧計画 第8章 原子力施設災害対策
第1節 情報伝達体制の整備 (P. 231)	第1節 迅速・的確な情報連絡 (P. 418)	第1節 保健医療活動 (P. 481)
第2節 区民への情報提供等体制の整備 (P. 231)	第2節 緊急時における放射線量の把握活動及び区民への情報提供等 (P. 419)	第2節 放射性物質への対応 (P. 481)
第3節 放射線量の把握体制の整備 (P. 231)	第3節 保健医療活動 (P. 420)	第3節 風評被害対策 (P. 482)
	第4節 放射線等使用施設の応急措置 (P. 420)	
	第5節 核燃料物質輸送車両等の応急対策 (P. 421)	

第1節 保健医療活動

第1 役割分担と対策内容

放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという原子力災害の特殊性を考慮し、原子力災害時における区民の健康に関する不安を解消するため、必要と認められる場合は、次の保健医療活動を行う。

機 関 名	対 策 内 容
区 (関係部)	(1)健康相談に関する窓口の設置 (2)空間放射線量率の測定継続
都 (福祉保健局、病院 経営本部)	(1)健康相談に関する窓口の設置等

第2 詳細な取組内容

《区 (関係部)》

- 1 区民からの通報等により、所管において空間放射線量率の測定等を実施する。

第2節 放射性物質への対応

第1 役割分担と対策内容

「第1節 現在の到達状況」で詳述したとおり、国内の原子力施設における原子力緊急事態が発生した場合において、区は、直ちに区民の避難等の対応を迫られるものではない。

しかし、区民の心理的動揺を無視するべきではないため、混乱をできるかぎり抑えるように対策を実施する必要がある。

機 関 名	対 策 内 容
区 (関係部)	(1)除染等の必要性を検討し、必要に応じて所管ごとに指標値や実施要領等に基づき対応を行う。

第8章 放射線物質対策

第2節 放射性物質への対応／第3節 風評被害対策

第2 詳細な取組内容

放射性物質による環境汚染に関する国の対処方針や区内の状況等を踏まえ、除染等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行う。

第3節 風評被害対策

第1 役割分担と対策内容

風評等により農作物や工業製品等が購入されず経済的な被害が生じる。

このような風評被害を防ぐために、正しい情報を把握し発信する。

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	(1)正しい情報の広報活動 (2)都の活動との連携等
都（産業労働局）	(1)都内産農林水産物等の放射性物質検査を定期的実施するとともに、区民に対して情報提供を行う。 (2)海外のメディアや旅行事業者に対して、東京の安全性や魅力をPRする。 (3)工業製品の放射線量測定試験を実施して検査証明書を発行する等、製品の安全性のPRに努める。
都（中央卸売市場）	(1)摂取または出荷が制限・自粛された食品の流通を防止 (2)卸売市場を流通する生鮮食料品の安全性のPR及び正確な情報の提供

第9章 住民生活の早期再建施策

第3部 災害予防計画 第12章 住民の生活の早期再建対策	第4部 災害応急対策計画 第12章 住民の生活の早期再建対策	第5部 災害復旧計画 第9章 住民生活の早期再建施策
第1節 生活再建のための事前準備(P.232)	第1節 被災住宅の応急危険度判定(P.424)	第1節 被災住宅の応急修理(P.483)
第2節 防犯体制の構築(P.234)	第2節 被災宅地の危険度判定(P.428)	第2節 応急仮設住宅の供給(P.484)
第3節 トイレの確保及びし尿処理(P.234)	第3節 住家被害認定調査及びり災証明の発行準備・発行(P.429)	第3節 被災者に対する生活相談等支援(P.488)
第4節 がれき、粗大ごみ、廃家電の処理(P.236)	第4節 防犯(P.432)	第4節 義援金品の募集・受付・配分(P.490)
第5節 避難所ごみ・生活ごみの処理(P.237)	第5節 義援金品の募集・受付(P.432)	第5節 被災者に対する生活再建資金援助等(P.492)
第6節 災害救助法等(P.237)	第6節 トイレの確保及びし尿処理(P.433)	第6節 職業のあっ旋(P.498)
第7節 学校、保育園・こども園、学童保育室等の予防対策(P.239)	第7節 がれき、粗大ごみ、廃家電の処理(P.434)	第7節 租税等の徴収猶予及び減免等(P.498)
	第8節 避難所ごみ・生活ごみの処理(P.437)	第8節 その他の生活確保(P.499)
	第9節 災害救助法等の適用(P.438)	第9節 中小企業への融資(P.499)
	第10節 激甚災害の指定(P.439)	第10節 農林漁業関係者への融資(P.499)
	第11節 学校、保育園・こども園、学童保育室等の応急対策(P.440)	第11節 災害救助法の運用等(P.500)
		第12節 応急教育・保育・児童保育(P.503)

第1節 被災住宅の応急修理

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（都市建設部）	(1) 応急修理をする住宅を募集及び選定事務 (2) 修理需要を予測し、都に要請 (3) 都のリストより、応急修理を行う業者を指定 (4) 帳票の整備

第2 詳細な取組内容

《区（都市建設部）》

1 住宅の応急修理

- (1) 応急修理の目的：災害救助法が適用された地域において、震災により住家が半焼又は半壊し、自己の資力によっては応急修理のできない者等に対して、居室、トイレ、台所等、日常生活に欠くことができない部分に対して、必要最小限の応急修理を行う。区は、住宅の応急修理を実施した場合、必要な帳票を整備する。

第9章 住民生活の早期再建施策

第1節 被災住宅の応急修理／第2節 応急仮設住宅の供給

- (2) 実施主体：都（住宅政策本部）は災害救助法が適用された場合、区の要請に基づき、応急修理実施の決定をし、区が応急修理を行う。都は、これに協力する。
- (3) 修理需要の予測、都への要請：災害対策本部長は、住家の半壊、半焼状況の概要を区（地域のちから推進部）に調査報告させる。区（都市建設部）は、この報告をもとに、修理戸数を直ちに都災害対策本部長に要請する。
- (4) 修理対象：災害救助法が適用された地域内において、住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。ただし、既に修理の終わった住家、公的住宅は除く。借家人については、家主が修復できず、そのままでは日常生活が困難な場合は、家主の同意があれば対象とする。
- (5) 対象者の調査及び選定：区による被災者の資力その他生活条件の調査及び区が発行するり災証明書に基づき、都が定める選定基準により、都から委任された当該区が募集・選定事務を行う。
- (6) 対象戸数：修理対象戸数は、知事が決定する。

2 応急修理の方法

- (1) 修理の基準：都が、一般社団法人東京建設業協会のあつ旋する建設業者により、応急修理を行う業者のリストを作成し、区は、リストより業者を指定する。修理は、日常生活に必要な欠くことのできない居室、炊事場、トイレ等（書斎、子供部屋を除く）生活上欠くことのできない部分に対して、最小限の応急修理を行うものとし、災害救助法の基準に基づき都が定める応急修理基準で行う。
- (2) 応急修理の方法：応急修理は、都が定める応急修理実施要綱により、区が行う。
- (3) 経費：1世帯あたりの経費は、国の定める基準による。
- (4) 修理の期間：応急修理の期間は、原則として災害発生の日から1ヶ月以内に完了する。
- (5) 帳票の整備：住宅の応急修理を実施した場合、都及び区は、必要な帳票を整備する。

第2節 応急仮設住宅の供給

第1 対策内容と役割分担

都（住宅政策本部）は、被害状況に応じて仮設住宅の建設、民間賃貸住宅の借上げ及び都営住宅等の公的住宅の活用により、応急仮設住宅を迅速かつ的確に供給する。都内において、十分な戸数を確保できない場合は、速やかに他道府県に対し、応急仮設住宅の供与について協力要請を行う。

区は建設用地の協議や入居手続の統括等により都と連携する。

機 関 名	対 策 内 容
都（住宅政策本部）	(1) 応急仮設住宅の確保、あつ旋及び建設 (2) 被災住宅の応急修理

機 関 名	対 策 内 容
区（都市建設部、施設 営繕部、産業経済部）	（1）応急仮設住宅用地計画
区（都市建設部）	（1）入居手続統括 （2）住宅管理全般 （3）被災住宅の手続
区（地域のちから推 進部）	（1）申請受付の支援
ボランティア	（1）生活相談員

第2 詳細な取組内容

《区（都市建設部、施設営繕部、産業経済部）》

1 公的住宅の確保とあっ旋

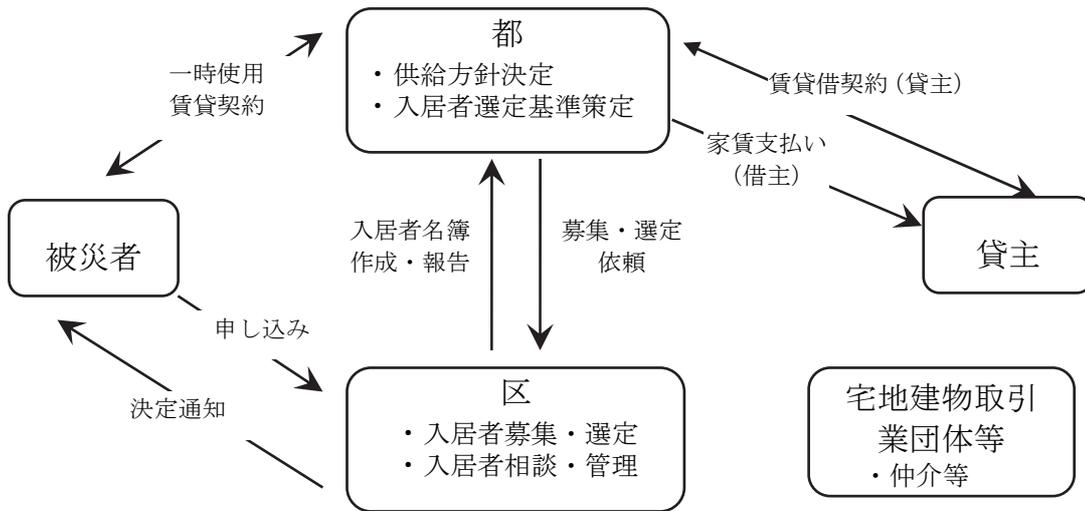
- （1）災害救助法が適用され、かつ災害の規模が大きく、応急仮設住宅の建設が間に合わない場合、あるいは被災者の生命の安全確保のため、緊急の必要性が生じた場合等、区（都市建設部）は、広域的な公的住宅を一時的に被災者用住宅として確保・供給に努める。区（施設営繕部、産業経済部）は、区（都市建設部）の活動の応援に努める。
- ア 入居資格：原則として、建設する応急仮設住宅の入居資格により行う。
- イ 入居者の募集・選定：原則として、建設する応急仮設住宅の入居者の募集、選定により行う。
- （2）都は、都営住宅等の空き家を確保するとともに、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社及び区等に空き家の提供を求め、被災者に提供する。

2 民間賃貸住宅の供給

- （1）区（都市建設部）は、都が行う借上げによる民間賃貸住宅の提供に協力し、入居者の募集・選定及び入居者の管理を行う。区（施設営繕部、産業経済部）は、区（都市建設部）の活動の応援に努める。
- ア 対象世帯：資力が無く、自力で応急住宅が確保できない世帯
- イ 募集する住宅：都が、家主との間で賃貸借契約等の手続きを行い、借上げる。
- ウ 借上げのために支出できる費用：家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額
- エ 入居資格：原則として、建設する応急仮設住宅の入居資格により行う。
- オ 入居者の募集・選定：原則として、建設する応急仮設住宅の入居者の募集、選定により行う。
- カ 帳票の整備：応急仮設住宅の供給に伴い、区（都市建設部）は、入居者の管理のため、必要な帳票を整備する。
- キ 都は、関係団体と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を被災者に提供する。

第9章 住民生活の早期再建施策
第2節 応急仮設住宅の供給

【震災時における民間賃貸住宅の一時提供の仕組み】



(2) 都は、関係団体と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を被災者に提供する。

3 建設する仮設住宅の供給

【建設する仮設住宅】

事項	内容
建設予定地の確保	<p>(1) 区は、あらかじめ次の点を考慮のうえ、建設予定地を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 接道及び用地の整備状況 イ ライフラインの状況 ウ 避難場所等の利用の有無 <p>(2) 都は、常に最新の建設予定地の状況を把握しておくために、年1回区へ報告を求める。</p> <p>(3) 都は、区から建設予定地の報告を受けた際、東京消防庁に情報を提供する。</p>
建設地	<p>(1) 都は建設予定地の中から建設地を選定する。建設にあたっては、二次災害の危険がないよう配慮する。</p> <p>(2) 選定にあたり、区の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合には、区市町村相互間での融通を行う。</p> <p>(3) 都は、建設地及び建設計画が決定した際、東京消防庁に必要な情報を提供する。</p>
構造及び規模等	<p>(1) 平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットとし、必要に応じ、高齢者や障がい者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。</p> <p>(2) 1戸あたりの床面積は29.7㎡を標準とし、世帯人数に応じた規模の仮設住宅の供給に努める。</p> <p>(3) 1戸あたりの設置費用については、国の定めによる。</p> <p>(4) 都は、建設する仮設住宅の標準仕様書について、東京消防庁及び一般社団法人プレハブ建築協会と協議を行い、防火安全対策を講じる。</p>

事 項	内 容
建設工事	(1)災害発生の日から20日以内に着工する。 (2)都は、一般社団法人東京建設業協会及び一般社団法人プレハブ建築協会があつ旋する建設業者に建設工事を発注する。 (3)必要に応じ、他の建設業者にも発注する。 (4)工事の監督は、都が行う。ただし、これにより難しい事情がある場合には、区等に委任する。 (5)都は、建設工事が終了し、使用が開始されることについて、東京消防庁に情報を提供する。
その他	(1)区は、消防署が策定する防火安全対策について、入居者に対し指導する。

(1) 設置主体

災害救助法が適用された場合、都は、区の要請に基づき応急仮設住宅を設置する。区（都市建設部）は、都の委任により、入居受付、入居者選定、入居者管理にあたる。区は、入居者の管理のため、必要な帳票を整備する。区（施設営繕部、産業経済部）は区（都市建設部）の活動の応援に努める。

(2) 応急仮設住宅の建設需要予測・都への要請

災害対策本部長は、住家の全壊、全焼状況の概要を区（地域のちから推進部）に調査報告させる。区（都市建設部）は、この報告をもとに、設置戸数を直ちに都災害対策本部長に要請する。

(3) 建設用地の選定

- ア 都は、区が予定している建設候補地の中から、災害の規模や被災地域の広がりを見直し、区（都市建設部）と協議のうえ、建設用地を決定する。
- イ 都は、区の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合等は、区市町村間の用地について調整を行う。
- ウ 区（都市建設部）は、上記2項目によっても建設用地に不足を生じる場合は、災害対策本部を通じて、協定自治体及びJ Aスマイル等に用地提供を要請する。
- エ 都は、応急仮設住宅建設予定地の最新状況を把握する必要があることから、区（都市建設部）は、応急仮設住宅建設予定地について、災害対策課を通じて、年1回都へ報告する。

（資料編震災編 第64「応急仮設住宅設営予定地一覧」P.206）

(4) 応急仮設住宅の規模

ア 応急仮設住宅の規模及び費用：一戸あたりの床面積は29.7㎡を標準とし、世帯人数に応じた規模の仮設住宅の供給に努める。

(5) 着工時期：災害発生の日から20日以内とする。

(6) 住宅の種類：入居を希望する被災世帯の段階的入居を図るため、設置数の確保を優先するが、あわせて区（都市建設部）は、都との協議により以下の点に配慮する。

ア 各応急仮設住宅団地に、必要に応じて集会施設等（ふれあいセンター・支援センター）を設ける。

第9章 住民生活の早期再建施策

第2節 応急仮設住宅の供給／第3節 被災者に対する生活相談等支援

イ 各応急仮設住宅等は、バリアフリーを基本に建築し、必要に応じて車椅子使用者世帯には洋室を設ける。

ウ 応急仮設住宅団地の入居者構成は、いわゆる要配慮者と一般世帯との適正な混住とし、入居者間のコミュニティーづくりに配慮する。

(7) 入居資格：入居資格は、次の各号をすべて満たすほか、知事が必要と認める者とする。

ア 住家が全焼、全壊、又は流失した者

イ 居住する住家がない者

ウ 自らの資力では住居を確保できない者

エ 使用申し込みは1世帯1箇所限りとする

(8) 入居申請

ア 区（都市建設部）は、区民事務所等の公共施設において、入居申請を受け付ける。

イ 区（都市建設部）は、仮設住宅申請台帳を作成し、管理する。

(9) 入居者の募集・選定

ア 都は、入居者の募集計画を策定し、区に住宅を割当てるとともに、入居者の募集及び選定を依頼する。割当てに際しては、原則として区内の住宅を割あてるものとするが、必要戸数の確保が困難な場合には、区市町村相互間で融通し合うものとする。

イ 入居者の募集の実施は、区（都市建設部）が行う。

ウ 入居者の選定基準は都が策定し、それに基づき区（都市建設部）が入居の選定を行う。

エ 応急仮設住宅の供給に伴い、区（都市建設部）は、入居者管理のため、必要な帳票を整備する。

オ 入居にあたっては、要配慮者と一般世帯との適正な混住となるよう配慮する。

(10) 管理及び入居期間

ア 単身高齢者世帯等には生活相談員を巡回させ、夜間においても連絡可能な設備を施す。

イ 応急仮設住宅の入居期間は、内閣総理大臣の定める基準に従い、あらかじめ都知事が定める。

ウ 応急仮設住宅への被災者の入居は、住民票の異動として扱わないことができる。

第3節 被災者に対する生活相談等支援

第1 対策内容と役割分担

区及び区内各防災関係機関は相互に連携し、地震により被災した住民から寄せられる生活上の不安等の解消を図るため、災害規模が大きく長期に及ぶ場合は、臨時の災害相談窓口を設け、被災者等に対するきめ細かな相談業務の充実に努める。

機 関 名	対 策 内 容
区（政策経営部、各部）	(1) 臨時災害相談所の設置 (2) 各種相談窓口の仕分け・案内 (3) 各部及び関係機関による各種相談
警視庁	(1) 警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を開設して、警察関係の相談にあたる。

機 関 名	対 策 内 容
東京消防庁	(1) 消防相談所を設置し、各種相談及び指導等を実施 (2) 区が実施する発行窓口業務において、火災のり災証明書申請者への説明対応等について支援を行う。

第2 詳細な取組内容

《区（政策経営部、各部）》

- 1 区（政策経営部、各部）及び区内防災機関は、相互に連携して被災者の相談に応じるとともに、苦情、要望等を聴取し、速やかに関係機関へ連絡して早期の解決に努める。
- 2 区（政策経営部）は、各種相談の仕分け及び案内を行い、専門的な相談については、各部から相談員を動員し、臨時災害相談所を設置する。
- 3 臨時災害相談所の設置場所は、区役所及び区民事務所、避難所等の中から、できるだけ被災者が集まりやすい場所とし、災害規模や被災現地の状況等を勘案しながら、災害対策本部長が決定する。
- 4 臨時災害相談所の規模及び構成員等は、災害規模や被災現地の状況等を勘案しながら、災害対策本部長が決定するが、被災者救護を実施する各部局及び関係機関の職員が相談員として常駐又は専門員との電話相談により、各種相談に応じる。
- 5 臨時災害相談所においては、直接面談による相談に応じるとともに、被災者の疎開先からの郵便、電気・通信が回復した後は、電話、ファクシミリ、電子メール等による相談や要望に対しても応じる。
- 6 被災者の多くの要望に応えるため、災害対策本部長はNTT東日本に対し、避難所に臨時公衆電話を設置するよう要請する。
- 7 り災証明発行時に確定した情報をもとに、被災者台帳を構築する。
- 8 相談業務の内容は以下のとおり。
 - (1) 各種相談窓口の仕分け・案内
 - (2) 行方不明者の捜索・安否受付
 - (3) り災証明の発行及び苦情受付
 - (4) 被災住宅の修理及び応急仮設住宅等のあつ旋に関すること。
 - (5) がれき処理の受付
 - (6) 各種融資、税関係
 - (7) 女性相談、セクシャルマイノリティ相談
 - (8) その他被災生活全般

【臨時災害相談所の設置】

	機 関 名	対 策 内 容
主 担 当	区（政策経営部）	(1) 臨時災害相談所の企画・運営
支 援 機 関	区（各部）	(1) 相談業務
	区内防災機関	

第9章 住民生活の早期再建施策

第3節 被災者に対する生活相談等支援／第4節 義援金品の募集・受付・配分

《警視庁》

- 1 警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を開設して、警察関係の相談にあたる。

《東京消防庁》

- 1 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内にあたる。
- 2 出火防止として、次のような指導を行う。
 - (1) 被災建物、仮設建物及び避難所等における火災予防対策の徹底
 - (2) 電気、都市ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧における出火防止対策の徹底
 - (3) 危険物施設等における余震に対する警戒体制、構造、設備に関する点検等の強化
 - (4) 区が実施する発行窓口業務における、火災り災証明書の申請者に対する説明等の支援

第4節 義援金品の募集・受付・配分

第1 対策内容と役割分担

義援金品の募集から受付、一次保管から配分まで事前に定めた内容により、迅速・適切に対応する。

機 関 名	対 策 内 容
区(総務部、区民部、地域のちから推進部、会計管理室)	(1)義援金の募集・受付 区の受付窓口は、地域のちから推進部とし、受付場所は指定箇所とする。また、振込みによるものも受け付ける。 (2)義援金の配分・受入れ ア 受け付けの後、義援金品受領書を寄託者に発行する。 イ 受け付けた義援金は預金保管する。 ウ 都を通じて配分された義援金については、東京都義援金配分委員会(以下、都委員会という。)の配分計画に基づき受け入れ、被災者への配分計画を策定する。 (3)義援金の配付 ア 都委員会から送金された義援金を配分計画に基づき、速やかに被災者に配布する。 イ 被災者への義援金の支給状況について、都委員会に報告する。 (4)義援品の募集・受け入れ・配布 募集は総務部が行い、区民部が備蓄倉庫及び集積所等の指定箇所を受け入れる。総務部が配分等の計画をたて、区民部が関係機関と連携して配布する。
都(福祉保健局)	(1)都委員会の設置 義援金の募集を決定次第、あらかじめ選定された委員により、都本部に都委員会を設置する。 (2)義援金の管理 都(福祉保健局)は、義援金の受付状況について都委員会に報告

機 関 名	対 策 内 容
	<p>するものとし、受け付けた義援金は、預り金として都委員会が指定する方法で管理する。</p> <p>(3)義援金の配分</p> <p>ア 都委員会の開催 義援金の募集開始後、都委員会を開催し、以下の事項を審議、決定する。</p> <p>(ア)被災区市町村への義援金の配分計画の策定 (イ)義援金の受付・配分に係わる広報活動 (ウ)その他義援金の受付・配分等に関して必要な事項</p> <p>(4)義援金の送付 決定した配分計画に基づき義援金を、区に送金する。</p> <p>(5)義援金の広報 義援金の募集方法、寄せられた義援金額や配分状況について、HPに掲載する等により、広く周知を図る。</p>
日本赤十字社	<p>(1)受領した義援金は、都委員会に送金するまでの間、支部長名義の口座を開設し、「預り金」として、一時保管する。</p> <p>(2)義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、都委員会の指定する口座に送金する。</p>

第2 詳細な取組内容

《区（総務部、区民部、地域のちから推進部、会計管理室）》

【義援金】

- 1 義援金は、都、区及び日本赤十字社が受け付ける。区が受け付けた義援金は、都委員会に報告するものとし、都委員会に送付、又は指定する口座に送金する。ただし、寄託者が用途を明確にしたものについてはこの限りではない。
- 2 区の受付窓口は地域のちから推進部とし、受付場所は指定箇所とする。また、会計管理室と連携して区長名の口座を開設し、振込みによるものも受け付ける。
- 3 都委員会へ送金するまでの間は、「預り金」として銀行口座で一時保管する。
- 4 受付状況について、都委員会へ報告を行う。
- 5 地域のちから推進部長は、都委員会から配分される義援金を受入れるため、銀行等に普通預金口座を開設し、都に報告する。また、送金された義援金は預金保管をする。
- 6 地域のちから推進部は、都委員会が策定した配分計画等を踏まえて、被災世帯に対し義援金（見舞金・激励金等）の配付を行う。この際、配付にあたっては、足立区長名をもって行う。

（資料編震災編 第65「兵庫県阪神・淡路大震災復興本部の義援金配分計画」P.207）

- 7 配付状況については、都委員会に報告する。

【義援品】

- 1 被害の状況等を勘案し、必要な物資（義援品）について総務部が募集し、区民部が集積所及び備蓄倉庫等指定場所で受け付ける。ただし、原則として個人からの義援品は受け付けない。

第9章 住民生活の早期再建施策

第4節 義援金品の募集・受付・配分／第5節 被災者に対する生活再建資金援助等

- 2 受領した義援品の保管は、区民部が区の備蓄倉庫又は集積地に保管する。ただし、災害の状況によっては、別途保管場所を定めて保管する。
- 3 義援品及び救援物資の配分は、第4部 第10章「備蓄・物資等の供給及び輸送」(P.405)に準拠して行う。

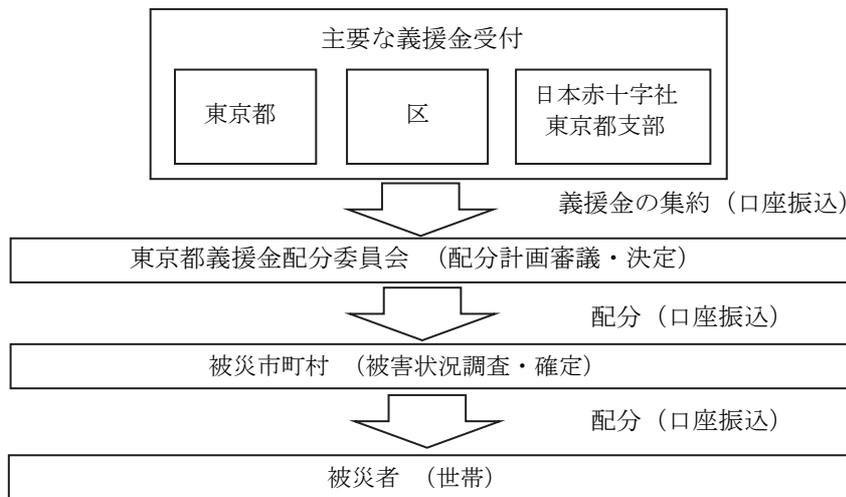
【義援金品共通】

- 1 義援金品の受領については、義援金品受領書（資料編震災編 第63「義援金品受領書様式」P.205）を寄託者に発行する。ただし、口座への振込みによる場合は、振込用紙をもって、受領書に代えることができる。

《日本赤十字社》

- 1 日本赤十字社東京都支部の担当課、都内日本赤十字社施設及び各地区において受付窓口を開設し、直接義援金を受け付けるほか、郵便局・銀行に災害名を冠した義援金受付専用口座を開設、期間を定めて振込による義援金を受け付ける。
- 2 災害の状況により、都内他の場所又は都外においても、日本赤十字社本社、全国の日本赤十字社支部・日本赤十字社各施設及び地区に設置した受付窓口等で受け付ける。
- 3 受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、前記の口座振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。

【義援金受付・配分の流れ】



第5節 被災者に対する生活再建資金援助等

第1 対策内容と役割分担

災害弔慰金の支給、災害援護資金の貸付等の生活支援策を迅速に実施する。

機 関 名	対 策 内 容
区 (福祉部)	(1)災害弔慰金等の支給 (2)災害援護資金の貸付 (3)被災者生活再建支援金の支給
社会福祉法人足立 区社会福祉協議会	(1)生活福祉資金 (2)緊急小口資金
都 (都市整備局)	(1)住宅関係貸付

機 関 名	対 策 内 容
日本赤十字社	(1)災害救援品の支給基準に基づき、日本赤十字社各地区からの申請により、被災した者に対して、災害見舞品の配分を行う。

第2 詳細な取組内容

《区（福祉部）》

- 1 自然災害により死亡した区民の遺族に対して、災害弔慰金の支給を、また、災害により精神的または身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。
- 2 災害救助法が適用となる自然災害により家財等に被害を受けた世帯の世帯主に対して、生活の立て直し資金として、災害援護資金を貸し付ける。
- 3 自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。
- 4 弔慰金、見舞金の支給及び各種資金の貸付けの概要は以下のとおり。

(1) 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付（区（福祉部））

災害弔慰金の支給	実施主体	区が実施
	対象となる災害	(1)区内において住居が5世帯以上滅失した災害 (2)都内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 (3)都内において災害救助法が適用された区市町村が1以上ある場合の災害 (4)災害救助法が適用された区市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
	支給対象	対象となる災害により死亡した区民の遺族
	支給金額	主たる生計維持者500万円、その他家族250万円既に災害障害見舞金を受けている者はそれを減じた額
	支給範囲	(1)配偶者 (2)子 (3)父母 (4)孫 (5)祖父母 (6)(1)～(5)のいずれも存しない場合は、兄弟姉妹（ただし、死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者）
	経費負担	国：1/2 都：1/4 区：1/4
災害障害見舞金の支給	実施主体	区が実施
	対象となる災害	(上記災害弔慰金の場合と同様)
	支給対象	対象となる災害により負傷したり、病気になった区民で、それが治ったとき、法に規定する程度の障がい（概ね1級程度）を有する場合
	支給金額	主たる生計維持者250万円、その他家族125万円
	支給制限	内閣総理大臣の定める給付金の交付を受けた者
	経費負担	(上記災害弔慰金の場合と同様)

第9章 住民生活の早期再建施策
第5節 被災者に対する生活再建資金援助等

災害援護資金の貸付	実施主体	区が実施
	対象となる災害	都内で災害救助法が適用された区市町村が1以上ある災害
	申込者の資格	<p>都の区域において、災害救助法による救助が行われた災害により被害を受け、次の要件を備えている者</p> <p>(1)災害が発生した月の翌月から、3ヶ月以内に申請を完了できること。</p> <p>(2)災害により被害を受けた当時、足立区の区域に住所を有した世帯主</p> <p>(3)被害を受けた年の前年（当該被害を1月～5月までの間に受けた場合にあっては前前年）の総所得額（課税標準額）が、次の額以内の世帯に限る。</p> <p>ア 1人 220万円</p> <p>イ 2人 430万円</p> <p>ウ 3人 620万円</p> <p>エ 4人 730万円</p> <p>オ 5人以上 1人増すごとに730万円に30万円を加えた額</p> <p>※ ただし、世帯の住居が滅失した場合は、1,270万円</p> <p>(4)療養に要する期間が概ね1ヶ月以上の世帯主の負傷、又は住居あるいは家財の価格の3分の1以上の損害を受けた世帯</p> <p>(5)保証人を立てる場合は次の要件を満たす連帯保証人が必要となる。</p> <p>ア 原則として、足立区内に1年以上居住していること。</p> <p>イ 借受人とは、別世帯を構成するものであること。</p> <p>ウ 保証能力があること。</p> <p>エ 現に本貸付を借りておらず、連帯保証人になっていないこと。</p>
	貸付限度額	※1参照
	償還期間	10年（据置期間を含む）
	措置期間	3年（特別な事情がある場合は5年）
	貸付利率	年1%（据置期間中は無利子）
	返済方法	年賦、半年賦又は月賦（元利均等償還）
	違約金	年5%（延滞元利金額に対して）
	申込方法	所定の申込用紙に必要事項を記入して申込みこと。
	経費負担	国：2/3 都：1/3
	被災者生活再建支援金の支給	実施主体
対象となる自然災害		<p>自然災害とは、暴風・豪雨・豪雪・洪水・高潮・地震・津波・噴火その他の異常な自然現象により生じる被害をいう。</p> <p>対象となる自然災害は次の区域に係わる当該自然災害</p> <p>(1)災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した区市町村</p> <p>(2)10世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村</p> <p>(3)100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県</p>

被災者生活再建支援金の支給	対象となる自然災害	(4)(1)又は(2)の区市町村を含む都道府県の区域内で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口10万人未満に限る。） (5)(1)～(3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口10万人未満に限る。） (6)(1)若しくは(2)の区市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合に、 ア 5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口10万人未満に限る。） イ 2世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口5万人未満に限る。）																					
	支給対象	上記の自然災害により (1)住宅が「全壊」した世帯 (2)住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 (3)災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 (4)住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）																					
	支給金額	(1)支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる（世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額） ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table border="1" data-bbox="604 1070 1382 1193"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊 支給対象の (1)に該当</th> <th>解体 支給対象の (2)に該当</th> <th>長期避難 支給対象の (3)に該当</th> <th>大規模半壊 支給対象の (4)に該当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> (2)住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <table border="1" data-bbox="604 1279 1382 1451"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃貸 (公営住宅以外)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額 (全壊・大規模半壊)</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>支給額(中規模半壊)</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>25万円</td> </tr> </tbody> </table> ※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円	住宅の被害程度	全壊 支給対象の (1)に該当	解体 支給対象の (2)に該当	長期避難 支給対象の (3)に該当	大規模半壊 支給対象の (4)に該当	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)	支給額 (全壊・大規模半壊)	200万円	100万円	50万円	支給額(中規模半壊)	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊 支給対象の (1)に該当	解体 支給対象の (2)に該当	長期避難 支給対象の (3)に該当	大規模半壊 支給対象の (4)に該当																			
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																			
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)																				
支給額 (全壊・大規模半壊)	200万円	100万円	50万円																				
支給額(中規模半壊)	100万円	50万円	25万円																				

【貸付限度額】

区分	被害の種類及び程度	限度額
世帯主が療養期間1ヶ月以上の負傷を負った場合	(1)家財についての被害金額が、その家財の価格の概ね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という）及び住居の損害がない場合	150万円
	(2)家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合	250万円
	(3)住居が半壊した場合	270万円 (350万円)
	(4)住居が全壊した場合	350万円
世帯主に負傷がない場合	(1)家財の損害があり、かつ住居の損害のない場合	150万円
	(2)住居が半壊した場合	170万円 (250万円)

第9章 住民生活の早期再建施策
第5節 被災者に対する生活再建資金援助等

区分	被害の種類及び程度	限度額
	(3)住居が全壊した場合 ((4)の場合を除く)	250万円 (350万円)
	(4)住居の全体が滅失又は流失した場合	350万円

(注) 被災した住居を建て直す際に、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情がある場合の貸付限度額は括弧内の額とする。

(2) 応急小口資金の貸付 (区 (福祉部))

貸付対象	災害等を受けたため、急にお金が必要になり、他から融資をうけることのできない者を対象とする	
貸付金額	一世帯 30 万円まで	
貸付条件	据置期間	1 ヶ月
	償還期間	20 ヶ月以内
	利子	無利子
	延滞金	年 10.95%
	連帯保証人	次の要件を満たす連帯保証人が 1 人必要となる。 (1)原則として、23 区内に 1 年以上居住していること。 (2)職業を持ち、独立の生計を営んでいる世帯であること。 (3)保証能力があること。 (4)現に応急小口資金を借りていないこと。 (5)現に応急小口資金の連帯保証人になっていないこと。 (6)借受人とは別世帯を構成するものであること。
償還方法	20 ヶ月の均等分割返済	
申込方法	り災証明書、借受人及び連帯保証人の最新年度の住民税の納税証明書、印鑑証明書、連帯保証人が足立区外に居住している場合は、住民票の写し、借受人の現在の収入を証明できる書類を添え、かつ本人確認できるものを持参し、福祉管理課へ申し込む。	

(3) 福祉資金：災害を受けたことにより臨時に必要となる経費
(社会福祉法人足立区社会福祉協議会)

貸付対象	低所得世帯等で、他から融資を受けることのできない者で、この資金の貸付を受けることによって、災害による困窮から自立更生のできる世帯	
貸付金額	一世帯 150 万円以内	
貸付条件	据置期間	6 ヶ月以内
	償還期間	7 年以内
	利子	(1)保証人あり年 0 % (2)保証人なし年 1.5 %
	連帯保証人	原則として必要。ただし、立てられない場合は有利子
申込方法	必要書類を添付のうえ、社会福祉法人足立区社会福祉協議会へ申し込む	

(4) 緊急小口資金（社会福祉法人足立区社会福祉協議会）

貸付対象	低所得世帯のうち、被災によって、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった世帯	
貸付金額	10万円以内	
貸付条件	据置期間	2ヶ月
	償還期間	12ヶ月以内
	利子	無利子
	連帯保証人	不要
申込方法	必要書類を添付のうえ、社会福祉法人足立区社会福祉協議会へ申込む。	

(5) 緊急小口資金（特例）貸付（社会福祉法人足立区社会福祉協議会）

貸付対象	災害救助法が適用になった地域及び被災のために特例措置が必要な地域に住所を有し、当座の生活費を必要とする世帯。 ※貸付け窓口に来た方の本人確認が、可能であること。	
貸付金額	10万円（次の特別な場合は20万円。世帯員の中に①亡くなった方、②要介護者がいる、③4人以上の世帯、④重傷者、妊産婦、20歳未満未就労の子ども、行方不明者がいる世帯）	
貸付条件	据置期間	貸付の日から1年以内
	償還期間	据置期間経過後2年以内
	利子	無利子
	連帯保証人	不要
申込方法	必要書類を添付のうえ、社会福祉法人足立区社会福祉協議会へ申込む。	

(6) 住宅関係貸付（都（都市整備局））

貸付の種類、範囲及び貸付額は、次のとおり。

住宅建設資金	住宅が滅失し、又は被災直前の価格の5割以上の損害を受けたため、新たに建設する住宅で、1戸あたりの床面積が13㎡以上100㎡以下のもの（併用部分を有する住宅については、併用部分の床面積が当該住宅の床面積の2分の1以下のもの）について、住宅部分の床面積50㎡を限度として、東京都規則で定める標準建設費により算定した額を貸し付ける。ただし、併用部分を有する住宅については、併用部分に係わる貸付額は、当該住宅に係わる貸付額の二分の一以下の額とする。
住宅補修資金	被災直前の価格の2割以上5割未満の損害を受けた住宅について、6万以上50万以内で損害の程度に応じて知事が算定した額を貸し付ける。ただし、併用部分を有する住宅については、併用部分に係わる貸付額は、当該住宅に係わる貸付額の二分の一以下の額とする。
がけ整備資金	被災直前の高さが2mをこえる崖で、整備する擁壁の高さが2mを超えるものについて、6万円以上100万円以内で損害の程度に応じて知事が算定した額を貸し付ける。ただし、住宅金融公庫から同種の資金の貸付を受けた場合は、その額を控除した額とする。

第9章 住民生活の早期再建施策

第6節 職業のあっ旋／第7節 租税等の徴収猶予及び減免等

第6節 職業のあっ旋

第1 対策内容と役割分担

国と都、区が連携し、被災者に対する職業のあっ旋を迅速に実施する。

災害により生活復興が困難な低所得者層の生活の安定を図るため、区は、この対象者を的確に把握し、種々の施策を実施する責務を有する。特に職業のあっ旋については、公共職業安定所の業務であり、これが万全を期するため必要な要請を行い、区としては、内職補導所、授産所等により、内職、授産作業の相談あっ旋にあたるものとする。

機 関 名	対 策 内 容
区（産業経済部）	(1)被災者の職業のあっ旋について、都に対する要請措置等の必要な計画を策定する。

第7節 租税等の徴収猶予及び減免等

第1 対策内容と役割分担

国や都、区が連携し、被災者の租税等の徴収猶予等を迅速に実施する。

り災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という）に対し、地方税法又は足立区特別区税条例により、区税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予及び減免等、それぞれの事態に対応して、適時適切な措置を講じる。

機 関 名	対 策 内 容
区（区民部）	(1)区税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置に関する計画を策定する。

第2 詳細な取組内容

《区（関係部）》

- 1 災害により、納税義務者等が期限内に申告、申請、請求、その他書類の提出、又は区税を納付若しくは納入することができないと認めるときは、次の方法により、災害がやんだ後2ヶ月以内に限り当該期間を延長する。
 - (1) 災害が区の広範囲の地域にわたる場合は、区長が職権により、適用の地域及び期日を指定する。
 - (2) その他の場合は、災害が終焉した後15日以内に、り災納税義務者等より申請があったとき、区長が期日を指定する。
- 2 災害により、財産に被害を受けた納税義務者等が、区税を一時に納付又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。
- 3 災害により滞納者が無財産になるなどの被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予及び延滞金の減免等、適切な措置を講じる。
- 4 り災した納税義務者等に対し、該当する各税目について、次により減免を行う。
 - (1) 特別区民税：災害を受けた日以降に納期の末日に到来するものについて、被災の状況に応じ、減免する。
 - (2) 軽自動車税：災害、その他これに類する理由により、生活が困難となった者は、軽自動車税を減免する。

第8節 その他の生活確保

第1 対策内容と役割分担

国や関係機関が連携し、被災者に対する生活支援策を、迅速に実施する。

機 関 名	対 策 内 容
日本郵便株式会社	(1)被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2)被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3)被災地あて救助用郵便物の料金免除
NTT東日本	(1)NTTの規定に該当する被災者又は避難者の基本料金の減免及び仮住居への移転工事費の無料化を実施 (2)災害救助法適用地域のお客様の電話料金の支払期限の延長

第2 詳細な取組内容

《日本郵便株式会社》

- 被災者の安否通信等の便宜を図るため、郵便法の規定に基づき、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、葉書5枚、郵便書簡1枚の範囲で無償交付する。
- 郵便法の規定に基づき、郵便局等に公示された郵便局の窓口、当該郵便局の郵便業務に従事する者へ差し出す手紙・葉書等の料金免除を実施する。
- 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社東京都支部、共同募金会又は共同募金会連合会に宛てた救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用または見舞用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。

《NTT東日本》

- 仮設住宅等への移転費、災害により使用不可だった期間の料金減免等を実施する。

第9節 中小企業への融資

区は、災害関係としては特別に融資を行わないが、都においては、「東京都中小企業制度融資」により必要な資金の融資を行う。

融資対象は、都内に事業所（住居）があり、信用保証協会の保証対象業種を営んでおり、都知事が指定した災害により損失を受けている中小企業者又は組合を対象とする。

信用保証料は、全額、都が補助する。

第10節 農林漁業関係者への融資

被災農家に対しては、被害の種類、程度を調整し、「農林漁業金融公庫融資制度」及び「天災資金融資制度」により融資する。

第9章 住民生活の早期再建施策

第11節 災害救助法の運用等

第11節 災害救助法の運用等

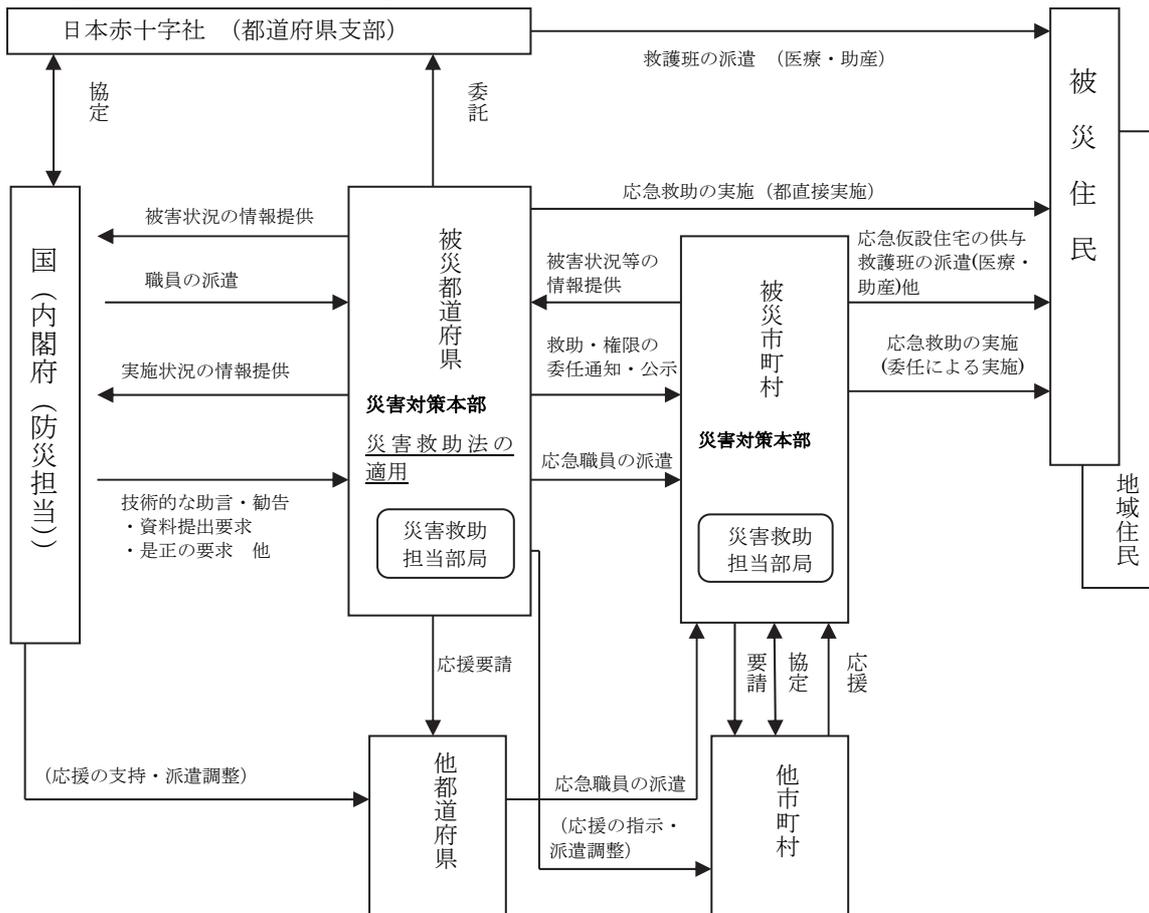
第1 対策内容と役割分担

区は、災害救助法の適用を目的に、都へ報告、または要請を行う。都は、区の報告又は要請を受け、災害救助法の適用を決定し、災害救助基金等を運用し、救助活動を実施する。

機関名	対策内容
区(政策経営部、危機管理部)	(1) 区長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に報告し、救助に必要な権限の早急な委任を受ける(法第30条、法施行令第23条関係)。
都(総務局、関係局)	(1) 都本部での審議を経て災害救助法の適用を決定 (2) 都本部の組織を災害救助法適用後、救助実施体制として拡充整備 (3) 被災区市町村の被害状況を調査する体制の整備 (4) 救助の実施に必要な関係帳票を整備

第2 業務手順

【災害救助法適用の流れ】



第3 詳細な取組内容

1 災害救助法の公布

災害救助法を適用したときは、速やかに次により公布する。

公告

○月○日発生の○○災害に関し○月○日から○○区市町村の区域に
災害救助法（昭和22年法律第118号）により救助を実施する。
平成○年○月○日

東京都知事 ○○○○

2 救助の種類

災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助がある。

【災害救助法に基づく救助の種類】

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- (7) 被災した住宅の応急修理
- (8) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (9) 学用品の給与
- (10) 埋葬
- (11) 死体の捜索及び処理

(1) 災害救助法に基づく救助は、現物によって行うことが原則だが、区長が必要と認めた場合は、救助を必要とする者に対し、金銭を給付することができる。

(2) 災害救助法に基づく救助の程度・方法及び期間については、内閣総理大臣が定める基準に基づき知事が定め、区ほか関係機関に通知する。

3 救助実施体制の整備

(1) 救助実施組織の整備

ア 救助の万全を期し、円滑に救助業務を実施するためには、事前に強力な救助実施組織を確立することが必要である。

イ そのため、災害対策本部の組織を救助法適用後、災害救助法実施組織として活用できるように、拡充整備を図るとともに、要員に対する事前研修を実施する等、救助業務の習熟に努める。

(2) 被害状況調査体制の整備

ア 災害救助法を適用するにあたっては、被災地の被害状況を迅速かつ正確に把握する必要があるので、被害状況等の調査、報告体制の整備に努める。

第9章 住民生活の早期再建施策

第11節 災害救助法の運用等

(3) 救助の実施に必要な関係帳票の整備

ア 救助の実施にあたっては、救助ごとに帳票の作成が義務付けられている。そこで、災害時に遅滞なく救助業務を実施できるよう、救助関係帳票を事前に準備するとともに、作成方法等について習熟しておく。

(4) 救助の実施方法等

ア 災害報告：救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に合わせ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。

これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となる。このため、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに知事に報告する。

イ 救助実施状況の報告：災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要となるため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、知事に報告する必要がある。

ウ 救助の程度・方法及び期間：救助の程度・方法及び期間は、資料編震災編 第58「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」P.192のとおりとする。

エ 基準額については、都規則により適宜改訂を行う。

(5) 従事命令等

迅速な救助業務を遂行するために必要な人員、物資、施設等を確保する手段として、知事に次のような権限が付与されている。

【従事命令等の内容】

種類	内容
従事命令	(1)一定の業種のもを、救助に関する業務に従事させる権限 (例) 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、土木技術者、建築技術者、大工等
協力命令	(1)被災者その他近隣のもを、救助に関する業務に協力させる権限 (例) 被災者を炊き出しに協力させる等
管理 使用 保管命令 及び収用	(1)特定の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、特定の業者に対して物資の保管を命じ、又は物資を収用する権限 (管理) 救助を行うため特に必要があると認めるとき、知事が病院、診療所、旅館、飲食店等を管理する権限 (使用) 家屋を収容施設として用いるような場合で、管理と異なり土地、家屋、物資を物的に利用する権限 (保管命令) 災害の混乱時に、放置すれば他に流れてしまうおそれのある救助その他緊急措置に必要な物資を、一時的に業者に保管させておく権限 (収用) 災害の際、必要物資を多量に買いだめし、売り惜しみしているような場合は、その物資を収用する権限 なお、収用は、特定業者に限らず、一般人等何人に対してもなし得る。

第9章 住民生活の早期再建施策

第11節 災害救助法の運用等／第12節 応急教育・保育・児童保育

(カ) 従事命令を受けた者の実費弁償
 従事命令を受けた者の実費弁償は次のとおり。

【従事命令を受けた者の実費弁償】

区分	範囲	令和2年度費用(日当)の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1人1日あたり 医師……………21,600円以内 歯科医師……………20,700円以内 薬剤師……………17,900円以内 保健師、助産師及び看護師・16,800円以内 准看護師……………13,600円以内 診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士……………14,700円以内 歯科衛生士……………14,200円以内 救急救命士……………17,100円以内 土木・建築技術者……………16,200円以内 大工……………25,600円以内 左官……………27,700円以内 とび職……………27,300円以内	救助の実施が認められる期間内	時間外勤務手当及び旅費は別途東京都規則で定める額

(出典：東京都災害救助法施行細則)

(キ) 都の災害救助基金の積立
 災害救助法に基づく応急救助の実施に要する費用については、緊急時に相当の額を必要とするため、都はその財源に充てるため災害救助基金を積み立てている(災害救助法第37条)。

第12節 応急教育・保育・児童保育

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区(施設営繕部、地域のちから推進部、福祉部、教育指導部、学校運営部、子ども家庭部、都市建設部)	(1) 児童・生徒の安否確認、校舎点検整備、臨時学級編成、学用品の調達等、応急教育に関する対策の実施 (2) 園児の安否確認、保育園・こども園の整備、地域ごとの実情の把握等、応急保育に関する対策の実施 (3) 学童保育児童・職員の安否確認、住区(コミュニティ)センター学童保育室等の整備、地域ごとの実情の把握等、応急学童保育に関する対策の実施

第2 詳細な取組内容

1 応急教育

(1) 災害復旧時の体制

《学校》

ア 学校長は、区(教育指導部、学校運営部)と連絡を密にし、臨時の学級編成を行う等、応急教育計画に基づき、早期に教育活動ができるよう努める。

第9章 住民生活の早期再建施策

第12節 応急教育・保育・児童保育

イ 学校長は、校舎の被害状況の調査結果及び避難所の現況を区（施設営繕部、教育指導部、学校運営部）に報告する。

ウ 学校長は、授業再開にあたっては、校舎の点検を行い、児童・生徒の安否確認、通学路等の安全確認を行い、総合的見地から判断する。その結果を、調査資料を添えて区（教育指導部、学校運営部）に報告する。

エ 学校長は、応急教育の実施にあたっては、児童・生徒及び保護者に周知徹底を図る。

オ 学校長は、疎開した児童・生徒について、疎開先を訪問する等し、主として「健康及び安全教育」「生活指導」に重点を置いた指導を行うよう努める。

《区（施設営繕部）》

ア 区（施設営繕部）は、各学校の被害状況を把握し、全区的な被害状況を学校に提供する。

イ 区（施設営繕部）は、早期に学校校舎等設備の復旧整備を図り、学校が平常授業に戻れるよう努める。

《区（教育指導部）》

ア 区（教育指導部）は、応急教育計画に基づく指導の内容を、主として「健康及び安全教育」「生活指導」に重点を置き、指導主事を派遣して学校の指導にあたる。

イ 区（教育指導部）は、学校が避難所として長期化した場合は、災害対策本部と協議し、必要な措置を講じて、早期に授業の再開に努める。

(2) 災害救助法適用に伴う学用品の給与について（東京都災害救助法施行細則に基づく）

ア 学用品の支給は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により、学用品を喪失又は破損し、就学上支障のある児童・生徒に対し行う。

イ 学用品の調達及び支給は、都の計画に基づき、区長が区（学校運営部）及び学校長の協力を得て配分する。

《区（学校運営部）》

ア 区（学校運営部）は、被災状況報告書に基づき、次により学用品を調達する。

イ 教科書、教材は、教育委員会届け出承認の使用教科書、教材とし、早急に再支給の手続きをとる。

ウ 文具類及び通学用品は、小学校児童1人につき4,500円、中学校生徒1人につき4,800円の支給限度が設けられているので、調達にあたっては、学用品購入計画書（資料編震災編 第59「学用品の調達及び支給方法様式」P.199）を作成し、なるべく同一規格、同一価格の物を購入調達する。

エ 区（学校運営部）は、調達した学用品を学校に配布し、学校長を通じて、児童・生徒に支給する。

オ 学校長は、学用品の支給完了後、支給状況報告書を教育委員会へ提出する。
（資料編震災編 第59「学用品の調達及び支給方法様式」P.200、201）

カ 学用品の給与できる期間は災害発生の日から、教科書については1ヶ月以内、その他の学用品については15日以内とするが、交通、通信等の途絶により、学用品の

調達輸送の困難が予想される場合は、内閣総理大臣に対して必要な期間の延長を申請する。

キ 学用品の支給を実施したときは、次の関係書類を整理保存し、必要に応じ区長へ報告する。

- (ア) 救助実施記録
- (イ) 学用品の支給状況報告書
- (ウ) 学用品購入関係、支払証拠書類
- (エ) 備蓄物資払出証拠書類

※ 私立小・中学校生については、これに準じて給与する。

《学校》

ア 学校長は、区（学校運営部）と連絡をとり、早急に教職員と協力し、学年別、項目別に被災状況を調査集計し、被災状況報告書（資料編震災編 第59「学用品の調達及び支給方法様式」P.198）により報告する。

2 応急保育

(1) 災害復旧時の体制

ア 子ども家庭部長は、職員を掌握して保育園・こども園の整備を行い、園児及び職員の安否を確認するとともに、施設等の被害状況を調査し、関係機関と連携して、速やかな復旧体制に努める。

イ 応急保育実施計画に基づき、家庭で保育不可能な園児は、避難所若しくは保育園・こども園において保育する。その際、登降園の安全の確保に留意する。

ウ 災害により登園できない園児については、地域ごとに実情を把握する。

エ 子ども家庭部長は、災害の推移を把握し、関係機関と連絡のうえ、平常保育に早急に戻れるよう努力し、その時期を保護者に連絡する。

3 応急学童保育

(1) 災害復旧時の体制

ア 地域のちから推進部長は、職員を掌握して、住区（コミュニティ）センター学童保育室等の整備を行い、学童保育児童及び職員の安否を確認するとともに、施設等の被害状況を調査し、関係機関と連携して、速やかな復旧体制に努める。

イ 災害により登室できない児童については、地域ごとに実情を把握する。

ウ 地域のちから推進部長は、災害の推移を把握し、関係機関と連絡のうえ、平常学童保育に早急に戻れるよう努力し、その時期を保護者に連絡する。

4 私立小中学校及び私立保育園等

(1) 災害復旧時の体制

ア 各事業者は、災害発生のおそれがある場合又は災害が発生した場合は、利用者、従業者等の安全確保を行う。

イ 区（関係部）は、各事業者への災害情報の提供等に努め、応急対策において、公立、私立の差が発生しないよう区と同様の対応を必要に応じて各事業者に要請する。

総則
第1部

第9章 住民生活の早期再建施策
第12節 応急教育・保育・児童保育

第2部
防災に関する組織と活動内容

第3部
災害予防計画

第4部
災害応急対策計画

第5部
災害復旧計画

第6部
災害復興計画

第7部
応急対策に関する足立区全体シナリオ